

第二十八回国会 建設委員会 議 院 建設委員會議録 第二十二号

（四五四）

昭和三十三年四月九日（水曜日）

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 西村 直己君

理事内海 安吉君 理事大島 秀一君

理事荻野 豊平君 理事久野 忠治君

理事前田榮之助君 理事三鋼 義三君

逢澤 寛君

井原 寛高君

薩摩 雄次君

馬場 元治君

小川 豊明君

中島 巖君

出席國務大臣

建設大臣

出席政府委員

法制局參事官

（第一部長）

建設事務官

（計測局長）

建設技官

（河川局長）

委員外の出席者

農林技官（林野

庁治山課長）

通商産業技官（公

益事業局技術長）

通商産業技官

（公益事業局

水力課長）

建設事務官（計

測局総務課長）

建設技官（計測

局下水道課長）

建設事務官（河

川局水政課長）

建設技官（河川

局計測課長）

建設技官（河川

局治水課長）

建設技官（中部  
地方建設局天  
龍川上流工事  
事務所長） 黒田 晃君

参考人（長野  
県副知事） 西澤權一郎君

参考人（中部電  
力株式會社常  
務取締役） 加藤乙三郎君

参考人（龍  
江村長） 木下 仙君

参考人（川  
路村長） 今村 正業君

参考人（駒ヶ根  
市市長代理） 小出 良作君

参考人（西春  
近村長） 平澤 仙二君

專門員 山口 乾治君

四月九日

委員堀川恭平君及び淺沼稻次郎君辭  
任につき、その補欠として井原岸高  
君及び川俣清音君が議長の指名で委  
員に選任された。

本日の會議に付した案件

下水道法案（内閣提出第一四六号）

天龍川水域のダム建設による災害問  
題に関する件

○西村委員長 これより會議を開きま  
す。

下水道法案を議題として審査を進め  
ます。御質疑はございませんか。――

御質疑がないようでありますから、本  
案に対する質疑はこれにて終了いたし  
たいと思ひますが、御異議はございま  
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議ないものと認め  
て、さよう決します。

この際、前田榮之助君並びに薩摩雄  
次君よりそれぞれ本案に対する修正案  
が提出されております。両修正案の内  
容は、すでに各位のお手元に配付いた  
しておる通りであります。まず前田榮  
之助君提出の修正案の趣旨について、  
提出者の趣旨弁明を求めます。前田榮  
之助君。

下水道法案に対する修正案

下水道法案の一部を次のように修  
正する。

第十三条第一項及び第三十二條第  
四項中「承諾を承諾」に改める。

第三十四條の見出し中「公共下水  
道」の下に「及び都市下水道」を加  
え、同条中「公共下水道」の下に「又  
は都市下水道」を加える。

附則第一条にただし書として次の  
ように加える。

ただし、附則第七条及び第八條  
の規定は、公布の日から施行する。

附則第五條中第十條の三の改正に  
関する部分を削る。

附則中第八條を第十條とし、第七  
條を第九條とし、第六條の次に次の  
二條を加える。

（公共土木施設災害復旧事業費國  
庫負担法の一部改正）

第七條 公共土木施設災害復旧事業  
費國庫負担法（昭和二十六年法律  
第九十七號）の一部を次のように  
改正する。

第三條中第七號を第八號とし、  
第六號を第七號とし、第五號の次  
に次の一號を加える。

六 下水道

（公共土木施設災害復旧事業費國  
庫負担法の一部改正に伴う経過措  
置）

第八條 前條の規定による改正後の  
公共土木施設災害復旧事業費國庫  
負担法は、同法第三條第六號に掲  
げる施設については、昭和三十三年  
四月一日以降において発生した  
災害に關し適用する。

○前田（榮）委員 ただいまお手元に配  
付されております私どもの方から提出  
いたしました修正案について、簡単に  
御説明申し上げます。

まず第一點の第十三條及び第三十二  
條の修正であります。これは第三十  
三條との関連における字句の整理とで  
も申すべき修正であります。すなわち  
第三十三條の規定は「この法律の規定  
による許可又は承諾には、条件を附す  
ことができる。」というものであり  
ますが、ここで規定してあります承諾  
とは、いわゆる第十六條において出て  
参ります承諾、すなわち公けの期間が  
行方承諾を意味することは明白でござ  
います。ところが本法案には、第十三  
條第一項及び第三十二條第四項中にも  
承諾という言葉が出て参るのでありま  
すが、これは職員が検査とか調査等を

行つたために他人の土地に立ち入る際  
の立ち入りに関する承諾でありまし  
て、いわば私人の行方承諾でありまし  
て、従つて前者の公的承諾との區別を明  
確にする意味におきまして、後者の私  
的承諾を承諾に改めたのであります。

第二點は、第三十四條の修正であ  
ります。第三十四條は公共下水道に關  
する補助の規定であります。都市下水  
路につきましてもその設置または改築  
に關しましてはこれを補助の対象とす  
る必要があると考えられますので、都  
市下水道を加えたのであります。

第三點は下水道の災害復旧に關する  
規定であります。本法案におきまし  
ては下水道の災害復旧に關する規定が  
ありませんので、附則の第七條におき  
まして災害復旧の基本法である公共土  
木施設災害復旧事業費國庫負担法の  
一部を改正し、下水道の災害につきま  
してもその対象とすることに、國の  
責任において下水道の災害復旧を行  
はしめようとするものであります。

なお災害復旧の規定に關しまして  
は、本年の災害についても適用でき得  
るよう附則第一条を修正し、さらに従  
來行われてきた下水道の災害復旧に關  
する予算補助との間に空白を生ぜしめ  
ないため、附則第八條において、本年  
度の始期である昭和三十三年四月一日  
までさかのぼつて適用できるよう規定  
いたしましたのであります。

以上、簡單ではあります。御説明に  
かゝる次第であります。

○西村委員長 次に、薩摩雄次君提出

第一類第十二号 建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

建設委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

の修正案の趣旨について、提出者の趣旨を求めます。薩摩雄次君。

### 下水道法案に対する修正案

下水道法案の一部を次のように修正する。

第十三条第一項及び第三十二条第四項中「承諾」を「承諾」に改める。

第三十四条の見出し中「公共下水道」の下に「及び都市下水道」を加え、同条中「公共下水道」の下に「又は都市下水道」を加え、「又は改築」を「若しくは改築又は災害の復旧」に改める。

○薩摩委員 私どもの提出をいたしてあります修正案につきましては、ただいま御説明のありました前田榮之助君提出の修正案と共通する部分がありますので、その説明が重複することを避けて、異なつた修正部分についてのみ御説明いたしたいと思います。

すなわち、原案によりますと、下水道の災害復旧に関する規定がないのであります。下水道事業の重要性にかんがみ、急速にこれが整備をはかると同時に、災害復旧についてもこれを補助の対象とすることにより、下水道整備の万全を期する必要があると考え、第三十四条の規定を修正いたしました。また、公共下水道及び都市下水道の設置または改築を行う場合と同様に、災害復旧に対しても補助することができると改めようとするものであります。

以上、御説明申し上げます。

○西村委員長 ただいまの両修正案に対し、御発言はございませんか。——御発言もないようでございますから、この際内閣の意見がありますならば、これを聴取いたしたいと思います。

○根本国務大臣 ただいま前田さんから御説明になりました社会党の修正案につきましても、実は今回提出いたしました下水道法案に對する皆様方の御熱心な御議論は十分私ども拝聴いたしました。今後いろいろ詳述いたしたいと思つておるのでありますが、当省といたしましては、下水道法の改正に當りましては、下水道に對する国の助成が十分行われますように努力して参つたのであります。都市下水道に對する補助並びに公共下水道及び都市下水道に對する災害復旧費の国庫負担法につきましては、今後財務当局と意見の調整をはかることとしたとして、今回の改正案中には記載しなかつたのでございます。下水道法の附則におきまして、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部改正を行うべしとの御意見のようであります。が、これにつきましては、建設大臣といたしましては、御趣旨に反對するものではございません。しかしながらこれは、本来公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の改正の際に、公共土木施設の災害復旧制度全般の問題とからみ合せて慎重に検討すべきものと考えております。同法の改正を行うためには、行政の円滑な運営上、財務当局との間の意見の調整をはかる必要があるわけであり、また本年度の予算との関係もありますので、今後の問題として慎重に検討して参りたいと考えておる次第でございます。

次に、薩摩さんから御提案になりました下水道法の修正に関する所見を申し上げます。

ただいま御提出になりました国の補助に關する修正案の御趣旨につきましても、私は別に異議はございません。政府といたしましては、公共下水道及び都市下水道の整備が十分に行われるよう努力いたし、委員会の御要望にこたえたいと考えておる次第でございます。

○西村委員長 これより本案並びに両修正案を一括議題として討論に付します。討論の通告がありますから、これを許します。三編義三君。

○三編委員 私は日本社会党を代表いたします。ただいま議題となつておりました、前田榮之助君より提出されております修正案並びにその修正部分を除く原案に賛成の討論を行わんとするものであります。

下水道は、都市における浸水の防止、生活環境の改善、公共水の汚濁防止等に重大な關係を有するものであります。これが急速なる整備改善を行うことは、都市の健全な発達と公衆衛生の向上のために欠くことのできないものであります。これは、もはや論を待たないところであります。現行下水道法は、古く明治三十三年に制定されたものであります。これを全面的に改正して近代都市の発展に即応せようとする本法律案に對しましては、原則的に賛成するに何らやぶさかでないものであります。むしろおそきに失したものとさえ感ずるものであります。しかしながら、せつかく下水道事業に画期的な法律を制定しようとするときに、本法律案に下水道の災害復旧に

關する規定がないというところは、まさに画龍点睛を欠くといふべきものであります。われわれは本国会の当初におきまして、建設省が提出を予定しておりました法律案のうち、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部改正案があり、その中に下水道を公共土木施設の範囲に加えるという改正があるものと了解しておつたのであります。が、いまだその改正案は提出されておらず、今国会中にはこれが実現を見ますことはきわめて困難であることも、審査の過程において明らかになつたのであります。従いましてわれわれは、下水道法案の附則におきまして、負担法を改正して下水道を公共土木施設の範囲に加え、下水道の災害復旧につきましても、国の責任においてこれを行うこととすべきであると考えておるものであります。

ただいま同時に提案されております薩摩雄次君提出の修正案によりますと、災害復旧については国の補助金によつて行われめるようになっておるようでありまして、これはむしろないよりはましであります。最善ではないとは思ふのであります。われわれは下水道の災害復旧に關しまして、他の公共土木施設と同様、負担法の対象とすることが正しいものであるという見地より、前田榮之助君提出の修正案並びにその修正部分を除く原案に對し賛成の意を表する次第であります。

○西村委員長 次に井原淳吉君。

○井原委員 私は自由民主党を代表いたします。ただいま議題となつておりました前田榮之助君提出の修正案に對し、薩摩雄次君提出の修正案及びその修正部分を除く原案に賛成の討論を行わんとするものであります。

下水道整備の必要性に關しましては、ただいま三編義三君の討論において御意見の開陳があつた通りであります。が、ようやくにして國民の関心も下水道の上に高まりつつありますので、われわれといたしまして今後大いに努力をいたしたいと思つております。ただいま提出されております両修正案及び原案につきましても、主として下水道の災害復旧に關する点が問題となつておるのであります。で、私は本問題に關するわれわれの態度を明確にすることをもつて討論にかえたいと思つております。

まず前田榮之助君提出の修正案であります。本案は、下水道の災害に對しても公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とすべき旨の修正案でありまして、理論をいたしましては一応筋の通つたものであると考え、わが党におきましても従来より本問題に關して検討を重ねて参つたところであります。しかしながら、原案によりますと、公共下水道の供用に對しては使用料をとることが建前になつておりますので、これを公共土木施設として負担法の対象にすることは、下水道その他の収益事業との関連についても、さらに十分な研究を要するものでないか、また本年度の予算がすでに成立を見ております今日、予算の額に影響を及ぼすような修正に對しましては、与党という立場より輕々に取り扱うべきでないと考えるのであります。われわれといたしましては、原案において災害復旧に關する規定がないことにつきましても十分であると考え、先ほど薩摩雄次君よりこれに關する修正案を提出したような次第であり

ます。すなわち、現状の下水道の災害に對しましては、地方公共団体の財政状態をも勘案いたしまして、予算の範囲内で補助金を交付することにより、これに對処することが妥當であると考へたのであります。

以上申し述べました理由によりまして、前田榮之助君提出の修正案に反對し、藤澤雄次君提出の修正案並びにその修正部分を除く原案に賛成の意を表するものであります。

なお災害に關する國庫負担法に關しましては、他にも改正を要すると思へられる点がありますので、今後引き続き検討したいという意見を付しまして、討論にかゝる次第であります。

○西村委員長 討論はこれにて終局いたしました。

これより採決に入るのであります。が、この際念のため申し上げておきます。前田榮之助君提出の修正案と藤澤雄次君提出の修正案とは、共通部分があります。その共通部分は、第十三条第一項及び第三十三條第四項中「承認」を「承諾」に改める点及び第三十四條に、都市下水道の設置または改築に對しても國の補助を行うことができるように改めようとする点であります。

採決の順序は、まず前田榮之助君提出の修正案の共通部分について採決し、次に藤澤雄次君提出の修正案の共通部分について採決し、次に共通部分を除く藤澤雄次君提出の修正案について採決し、最後に原案について採決することといたします。

それでは順次採決いたします。まず前田榮之助君提出の修正案について採決いたします。これに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○西村委員長 起立総員。よつてこの共通部分は可決されました。

次に共通部分を除く前田榮之助君提出の修正案について採決いたします。これに賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○西村委員長 起立少数。よつて、共通部分を除く前田榮之助君提出の修正案は否決されました。

次に共通部分を除く藤澤雄次君提出の修正案について採決いたします。これに賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○西村委員長 起立多数。よつて、共通部分を除く藤澤雄次君提出の修正案は可決されました。

次に修正と決した部分を除いた原案につき決いたします。これに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○西村委員長 起立総員。よつて、下水道法案は修正議決すべきものと決しました。

この際、中島巖君より本案に對し附帶決議を付すべしとの動議が提出されております。提案の趣旨弁明を許します。中島巖君。

○中島(總)委員 下水道法案の審査の經過にかんがみまして、次のような附帶決議を付したいと考えますので、何とぞ諸君の御賛成をお願いいたします。お手元に配付してあります附帶決議案を朗讀いたします。

附帶決議案(案)

政府は、下水道の災害復旧に關しては、公共土木施設災害復旧事業費國庫負担法の適用を受けることがで

きるようすみやかに財政上必要な措置を講ずること。

以上であります。

○西村委員長 ただいまの中島巖君の説明に對し御発言はありませんか。――ないようでございますから、中島巖君提出の附帶決議につきまして採決いたします。賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○西村委員長 起立総員。よつて、附帶決議を付することに決しました。

なおお諮りいたします。本案に關する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議はございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○西村委員長 御異議ないものと認め、さよう取り計らいます。

○西村委員長 次に天龍川水域のダム建設による災害問題につきまして調査を進めます。

本日はお手元に配付してあります通、六名の参考人並びに内閣法制局、通商産業省及び建設省より御出席を願っております。本問題につきましては、すでに第二十六国会においても調査をいたしておりますが、その後の経過、御意見等を伺ひし、その後質疑を行うことといたします。

本日は天龍川水域のダム建設による災害問題について、参考人の方より御意見を聴取することになっておりますが、御意見を承ります前に一言参考人の方々にごあいさつを申し上げます。

本日は御多用のところ遠路当委員会

のため御出席をいただきましてまことにありがとうございます。委員一同にかわりまして厚くお礼を申し上げます。なお念のため申し上げておきますが、衆議院規則の定めるところによりまして、参考人の方々が御発言をなさうとするときは必ず委員長の許可を得ることになっております。委員は参考人に質問をすることができ、参考人は参考人の方は委員に對し質疑をすることができないことになっておりますから、あらかじめ御了承願いたいと思ひます。

それでは天龍川水域のダム建設による災害問題につきまして順次御意見、御説明を承ります。なお時間的關係上、お一人十分程度にお願いをいたしたいと思ひます。長野県副知事の西澤一郎君、どうぞお願いいたします。

○西澤参考人 私は長野県の副知事の西澤でございます。知事にかわりまして御説明を申し上げます。なおこのダム対策につきましては、昨年の五月七日当委員会におかれまして御検討いただき、知事が参考人として出席をいたしましたのであります。なおまた同月の二十三日、四日の両日にわたりまして前委員長を初め、委員の方多数実地に御視察をいただきましたので、その節もいろいろと御教示をいただいたのであります。

さて、県の立場から厚く御礼を申し上げます。県の立場から厚く御礼を申し上げます。その後の経過につきまして大要を申し上げます。御了承を得たいと思ひますが、お手元に「天龍川筋泰阜ダム問題の経過概要」という印刷物を差し上げてございますので、日を追つてその後発生いたしました――

項目別になつておりますので、これをごらんいただいて御了承をいただきたいと思います。

私が本日申し上げたいのは、そのうちの昭和三十三年といふうちの五月七日といふところがございます。五月七日に「知事、衆議院建設委員会に参考人として出席」という項目がございますが、それ以前のこととはその委員会に御説明を申し上げ、御検討をいただいておりますのでありますから、それ以後につきまして大體の経過を申し上げます。と思ひますので、御了承をいただきたいと思います。まず泰阜関係から申し上げます。

泰阜ダムの關係におきましては、昨年の六月の二十六日から二十八日にわたりまして、梅雨前線による豪雨のため相當の災害をこうむつたということがあるのであります。この災害の対策といたしまして、知事は現地に御もむきましたし、また私も建設省あるいは農林省方面にさつそく出かけまして、県をあげての応急措置を講じたのであります。災害の復旧対策としては今までの見ないスピードな処置をとることができたのであります。この点十分とはいひ得ないと思ひますが、この点十分、地元の方からも相當感謝をされておるようによろしく思ひます。

さて、県の対策といたしましては、そのいつた昨年の災害が発生いたしましたので、従ひまして従来われわれが考へておりました対策に、さらに昨年の対策といふものを織り込んだ対策を立てなければいけないということになつて参つた次第であります。そこで、県の対策として、昨年の災害発生等を見ましたので、その対策と、そ

これから従前から考えておりましたところの対策とあわせてこの際申し上げたいと思ひますが、便宜上、私ここで分けて申し上げ、前者を応急対策として申し上げ、さらに恒久の対策として考えておることを申し上げたいと思ひます。

まず応急対策から申し上げる次第であります。昨年の災害以後、さらに台風期に入りまして、ゲートの操作につきまして改善を加えた次第であります。すなわち、従来は毎秒の流量が六百立米でゲートを全開いたしましたのでありますが、さらに三百立米によつて全開をするように会社に指示をいたした次第であります。さらに、これは建設省の方からお話をいただく方があつたのは適当かと存じますけれども、建設省で東の処理工事に着手をされた次第であります。

それから九月に至りまして、地元から災害補償の裁定額というのが出された次第であります。この裁定額の中には、私がたまたま申し上げました昨年の災害によるところの補償裁定と、さらには過去の補償裁定とが含まれておる次第であります。そういったものが提出された次第であります。そこで原といたしましては、この裁定ということは非常に重大であるというところを考へまして、知事の諮問機関として、泰阜ダム災害補償審議会条例というものを制定公布をいたしました。これは十月七日であります。その条例を制定いたしました。委員の委員は二十一名をもちつて構成されております。その中に学識経験者の方五名がございまして、この学識経験者の方には主として

技術面にわたることについて全面的に調査をいたしたくというので、この学識経験者の方をさらに専門調査員としてお願いをいたし、これらの方において、技術面を主として担当をしていただくようにお願いをいたしてあります。

さて、この審議会についての裁定であります。過去の災害と昨年発生いたしました災害と二つあるのでありますけれども、これをあわせて審議するということになります。非常に時日が長引くということもございまして、また過去の災害というものについていろいろ議論もございまして、とりあえず、昨年発生いたしました災害について、裁定をいたして、さらに第二段として、過年度の災害についていかように取り計うかということに審議会が審査を願う、こういうことになつた方がよろしいのではなからうかということと、とりあえず、昨年発生いたしましたところの災害について、審議会が御検討をいたしたく取り計うことである。三月末日をもつて一応のピリオドを打ちたいというふうに考えておつたのであります。若干延引をいたしておりますけれども、近く結論に到達するということに考えております。

さて、その過程におきまして、暮れの処置といたしまして、暮れの処置と申しますのは災害をこうむつた人々が年越しができませんという、非常に気の毒な状態に置かれておる人が多数あるのであります。それから、人々の救済をする処置といたしまして、会社の方でいろいろ折衝を続けたのであります。結論から申し上げますと、とり

あえずの処置として三千万円という金を知事が預かりまして、その預かった金を関係市町村に無利子で貸し付けるという、暫定的な処置を講じた次第であります。

さらに、この補償問題が大へん長引いておることによりまして、対策等が手おくれになるという、ことしも出水期になりますので、従いまして本年の出水期に備へるために、県議会も終了いたし、予算も成立いたしましたので、県の単独事業を実施するとかあるいは会社に応急の対策を講じてもらいたいということ、これは去る二日に会社と一応の話をづけまして、その準備を進めております。さらに、災害復興ににつきましては国の方面にもお願いをいたしまして、その促進方をいたしておるという状態です。

以上が大体の応急対策であります。次は恒久の対策でありますけれども、これは私も非常に頭を悩ましておる問題であります。と申しますのは、地元は依然としてダムを撤去すべしという強い要望をございまして、しかしこれは前の委員会でも御検討いたしたと思ひますけれども、現実の問題としてダムを撤去するといふことがなかなか容易ではない。さらにながら地元の人々としては雨が降るたびに戦々きようきようとしておるというやうなことがある。あるいはしばしば繰り返される災害が発生する、それによつて措置するといふやうなことは適當ではない。この際抜本的な、いふならばダムは撤去しないにしても、ダム撤去にかかわるくらない抜本的な対策を講ずる必要があるのではないかということに、県としての意思が決定をいたしまして、こ

ういつた方向で進むべきであるということである。いろいろな進めておるのであります。しかしながら、この抜本対策といふことは非常に大きな問題でもあるし、あるいはまた県独自でできる問題ではないのであります。たとへば会社に相当の負担をしてもらわなくてはならぬ、あるいはまた国の方、建設省あるいは農林省方面にも相当の御協力をお願いするはならぬという問題もございまして、それらの問題につきまして今いろいろ話し合ひを進めておる次第であります。これが具体化ということも、私どもとしては相当の決意を持つて抜本的な対策を講じようと考えております。

さらに、県としてはこの天龍川筋ダム対策会議というものを設けまして、ダムの改造であるとかあるいは河床の問題等を検討いたしたいというふうな考えでおる次第であります。時間がございませぬので、大体以上が恒久対策ということで御了承いただきたいと思ひます。それから南向ダムの関係について申し上げます。この南向ダムにつきましては、大抵地元の人たちは県と話し合ひでやるから、よろしく県の方で中へ立つてやつていただきたいということ、今いろいろ話を進めております。たとえばダム・クレストの低下等の問題につきましては、会社に調査を命じて、会社で測量をいたしております。それから河川の改修につきましては、建設省で堤防あるいはその他かさ上げ工事等を進捗中でありまして、それから堤内の堰地化の対策につきましては、右岸は団体管によるところの土地

改良工事がすでに着手をされております。これに関連いたしまして、トンネルによつて下流に排水をするという計画を目下検討中であります。左岸につきましては、やはり土地改良の希望があらますけれども、まだ具体化という段階には参つておりません。

それから大久保ダムの関係でございまして、これは裁定額が県の方に出しております。これは大抵泰阜ダムと同じやうなケースになると思ひますけれども、これは地元の人にも泰阜ダムについて今県でいろいろ根本的に検討をしておる、それが済み次第に、大体その方式によつてこちらの方も解決するようになつたと思ひます。で、少し延びるかもしれませんが、その点は了承してもらいたいというところで地元へ話をいたしております。しかし会社等に対しては、やはり会社にも調査あるいは測量等を命じて、これは会社の方で進めておることと存じます。以上、時間がございませぬので、簡単に申し上げたのでありますけれども、御了承いただきたいと思ひます。それから本日は県から土木部長、河川課長が参つておられて、技術的な問題あるいは細部にわたるやうな問題につきまして、私から御答弁申し上げるよりも、かえつて土木部長、河川課長が答弁をした方が適切なやうな事項があると思ひますので、あらかじめ御了承をいただきたい。

○西村委員長 ちよつと待つて下さい。参考人として議会で手続をとりましたから、他の成規の発言はできないのです。そこでそれぞれの御意見がありました場合には、その御意見はあな

たを通して、参考人として御発言をいただきます。

○西澤参考人 以上であります。

○西村委員長 それからな参考人の方に御注意、御依頼申し上げますが、本日は参考人に六名の方がおいでいただいております。時間も非常に窮乏でございますから、大体十分程度で御発言をお願いしたいと思います。

それでは次に、中部電力株式会社常務取締役の加藤三郎君をお願いいたします。

○加藤参考人 私は中部電力の常務取締役の加藤三郎でございます。

まずもって、実は手前どもの社長の井上五郎が出頭いたすべきところ、先月末から本日まで広域運営の第一回の地域協議会を大阪で開催することを前々からきめておりましたので、そのために失礼させていただきましたことを御了承いただきたいと思います。

天龍川筋に持つております手前どもの発電用堰堤の上流に起りました災害問題につきましては、昨年来当委員会におかれましては、再々委員会において、あるいはまたわざわざ現地について御調査をなさる等、非常な熱意を傾けられましたことに深く敬意を表する次第でございます。

従来とも、私は、この種の問題につきましましては、天龍川の利水者であり公益企業者であるという観点に立ちまして、地元の方々とはお話し合いをいたして参つたような次第でございます。昨年不幸にいたしました災害の発生を見ましたので、とりあえず、地元災害地に対する慰問その他の措置につきまして、極力意を用いたような次第でございます。何分にも台風は、御案内

の通り下伊那地方、天龍川西岸地区においては希有の災害でございます。当社が電力施設に非常な被害を受けたので、その対策にも奔走せざるを得ないような状況であつたのでございます。

災害の善後策につきましましては、長野県知事が積極的に乗り出す方針をお示しになりましたので、当社も御当局の必要な基礎調査に十分御協力することにした。また御指示に従ひまして、ダムゲート操作を改めることはすでに実行に移して参つた次第でございます。この種の調査は正確を期せば、相当の期間を要することはやむを得ないと思存するが、この間被災者の立場も考慮しなければならぬことはもちろんでありますので、災害の起りました初期におきまして、知事より調査終了前に幾分でも考慮してほしいとお話もありましたので、お受けいたしました。副知事さんからお話のありましたような金額を知事にお預けしたような次第でございます。なおその後、これも今お話のありましたように、四月二日さらに県御当局と協議の上、緊急対策としまして、お話ししたしました金額を、これまた県知事さんに預託することとした次第でございます。

次に将来対策でございますが、すでに昭和二十一年の災害時におきましても、緊急対策はいろいろ講じられたのでございまして、結局根本は、天龍川の河川改修工事を実施する以外には対策がないという見解に、関係各庁間の意見も御一致を見ております。間に聞いておりますが、私もこの点は

同様に存じておる次第でございます。今回の災害を機といたしまして、長野県及び建設省におかれましては、さらに広い観点から、天龍川全体の問題をどうするかという総合計画を熱心に御検討中でありまして、私もいろいろ機会に立案過程における考え方をつきましまして、お聞かせ願つておるような次第でございます。何分、治山治水、土地改良等広範な分野を含みます大計画でありますので、一電気事業者のよく適否を判断し得るところではありせんから、御当局におかれましては、御配慮下さるようお願いいたします。近頃県においた次第でございます。近く県におかれましては、今回の災害調査に引き続き、将来計画のための審議会を設けられ、専門家の手で具体的に検討を進められるやに承つておりますので、私もこの方面と連絡の上、当社の協力すべき範囲につきましまして、十分検討させていただきます。善処いたしたいと考えておるような次第でございます。

以上はなほ簡単でございますが、その後の経過を申し上げます。また将来の進み方について所信を申し上げます。次第でございます。以上でございます。

○西村委員長 次に龍江村長木下仙君にお願いいたします。

○木下参考人 去年の五月七日に当委員会におきまして、私これまでの問題につきましまして、ぜひお願いをしたわけでありまして、その点は省きたいと思存する。その後、薩摩前委員長さんほか当委員会の方々がさつそく現地を御視察いただきました。上流から下流に至るまで特にごらん下さいまして、

して、そうして御報告を得ましたことを大へん厚くお礼を申し上げます。続いてその直後でございます。先ほど長野県副知事から説明のございました昭和二十年以来の大水災害に見舞われたわけでございます。その際県におかれましては、それから国の方におかれましては、急遽現場を御視察下さいまして、特に長野県知事は泥濘の中を特別に熱心に御視察を得たわけでございます。従来私どもの水災害に対しましては、県の方も国の方も、非常に違つた態度と申しては失礼でございますけれども、特に注意深く、そして臨機の御措置をおとり下さいましたことを、大へん地元としては感謝をしておるわけでございます。この席をかりてお礼を申し上げます。

さてその後の状況でございますが、副知事さんから、県の方でおとり下さいました御措置については御説明がございましたが、ただ地元側のそれらに對します気持としましては、先ほど中電側からも説明がございましたが、県の方の対策として、応急、恒久的の対策をお考えになつておる、こういうふうに御説明があつたわけでございます。そしてその中で、ゲート操作などを、従来不十分であつたものを正確にし、さらにその水量によりまして、新しい目盛りをもつて対処してくれたい、こういうのであります。ところが、そういうものの影響というものは、私ども地元民の気持から申しますと、しろうと考へかたは存じませんが、たとえば昨年の六月災害のようなときには、これはもうほとんど九牛の一毛に値するようないふ操作でございます。全くどうすることもできないような大きな力で

押し流されるわけでございます。ゲート操作そのものが効力がないというのではございせんけれども、もっと大きな点に重点的にこの問題に対処して下さるなら、禍根は決して除かれないうではないか、こういうふうに思つておるわけでございます。

それから恒久対策という問題でございますが、これは私ども一番痛切に心配をいたし、そして将来のことにつきましまして悲痛な気持ちでこれを見守つておるわけでございます。先ほどおっしゃいました恒久対策が樹立されて、県だけの力ではできないから、国及びなお会社とも話し合つて、こういうふうにおつしやるのであります。たとえば去年の六月災害の直後におきまして、私も被害民の代表が県の知事室において、知事さんその他県の方々と話し合いをしたその際に、県の方の河川課の数字であると思ひ、私ども一市五カ町村の地域に放出される年間の天龍川の土砂量は百八十余万立米であるという御説明がございました。

〔委員長退席、大島委員長代理着席〕

そうして三峰あるいは小沢の土砂量が二十万あるいは三十万の放出量である。川路、龍江の恒久対策として地上げをする場合には、ここに百万立米の土砂を要する、こういうふうな御説明がございました。川路、龍江の地上げにつきましましては百万立米というものは、これは一時的なものでありまして、年間にそれが行われたといたしましても、単に百万立米にすぎないのではありません。それに最も豊富な支河川でございます三峯、小沢の放出量、これら

を合せましても、とりて年間百八十  
万立米の放出土砂を処理する計画は  
立ってはおらないのでございます。こ  
のところは私もいろいろとござい  
ますから、県河川課の方の数字を借  
りて申し上げるのでありますが、それ  
が処理されない恒久対策というものが  
存在するかどうか、やはりわれわれ  
は、同じようにダムの影響による水禍  
の地獄にあえがなければならぬので  
はないか、こういうことを考えて参  
わけてございます。すなわち結論とい  
たしますれば、なおその程度の恒久対  
策であるならば、私もまああえてダム  
を撤去してもうよりはかに方法がな  
い、こういう結論に到達するのでござ  
いまして、どうか一つ県及び国の方  
で考え下されまして、そういうダム撤  
去を私もまああえていような  
恒久対策というものを早急に樹立を願  
わなければならぬ。これは私もその根  
本的な悲願でございます。

なお県でお作りになりました審議会  
についての副知事さんの御説明がござ  
いました。ところがこれの進行に伴い  
まして最近に至りまして地元の間で、  
地元と申しますのはさきの委員会御  
説明を申しております一市一町五カ村  
でございます。この地域の人たちの間  
に最近流布されておりますうわさ申  
しますか、心配でございます。それは  
やはりダム影響としては、ごく下流し  
か審議会は認めないのじゃないか。子  
供の時分からこの河川に育ちまして  
おとなになりましたものにとりまして  
は、まことに常識のはかのこと、む  
しろあせんといたしておるのであり  
ますが、河床上昇の長年の状況を見て参  
りましたものにとりまして、これがほ

とんど反駁する気力もないような感覚  
を私も持つわけでございます。そ  
のダムのいわゆるダム影響であるか  
い、河床の上昇はお認め下さるけれ  
ども、ダムの影響ではなからうではな  
いか、そういうふうな結論が私も  
の、私は最下流にございましていゆる  
川路、龍江と申します龍江の村長でござ  
いますけれども、過去を振り返つて  
みまするといろいろおもしろい問題が  
あるのであります。御承知のように秦  
阜ダムは昭和十年に建設されたのであ  
りますが、その直後でございます昭和  
十三年に及びまして私も川路、龍江  
付近に非常な水災害があつた。このと  
きに時の西村長は、これはどうもダム  
の影響らしい、ぜひ御調査をお願いし  
たいというのを県にお願ひして出た  
のでございまして。そうすると県の方  
では御一緒に御調査下されまして、そ  
うして最後にてんまつ書といふものを作  
りまして、矢作水力株式会社取締役社  
長福沢訓吉、下伊那郡川路村長岡島源  
一、龍江村長奥村賢治、この三人が時  
の県知事でございまして大村清一氏に對  
しましてこういう文書を出してござい  
ます。途中から申します。「河水の流出  
を阻みたる為なりとの疑義起るに至り  
県当局に於ては直に係員を派して実地  
調査せられたるも」、五つの項目があ  
げてございまして「等より推して堰堤  
の影響なりとは確認せられざりき。然  
れ共矢作水力株式会社は両村の惨憺た  
る被害に困窮せるを見て同情の念禁ず  
る能わず茲に於て今回特に川路村に金  
二千円龍江村に金一千円計金三千円也  
を御見舞金として呈せられ尚両村に  
於て県当局の御指示により主要力所  
に……」云々。ダムの影響ではない、し

かし御近所で非常な災害でありますか  
ら、お気の毒だから見舞金をやる、こ  
れが建設の直後三年のことでありま  
す。それからなお十五年に水災害が起  
りました。ここにおいて初めてこれは  
ダムの影響である、こういうことで、  
今度は見舞の措置を受けております。  
さらに昭和二十年に至りまして、大水  
災害を起した。このときは御承知の県  
知事の蔵達命令というものが出た。こ  
の経過をたどつて考えますと、ただ  
私ども一市一町五カ村の上流地域に  
対しまして影響がありなしという問題  
は、ちやうど昭和十三年のときの御見  
解に同じきものだと思ふのであり  
ます。どうかこういふふうな事態を事  
なかれ主義でお済ましにならぬよう  
に、ほんとうにはつきりと、昭和十五  
年、二十年のようないことがすぐ来る  
だから、この際ぜひとも県当局及び審  
議会がはつきりとダム影響の問題をお  
つかみ下さることを、地元民としては  
強くこれを念願しているものでござい  
ます。以上でございます。

○大島委員長代理 次に川路村長今  
村正美さん。申し上げておきますが、  
時間の都合がありますので、開会の際  
に申し上げましたように十分以内とい  
うことでありますので、なるべく一  
つ簡潔に願ひたいと思ひます。  
○今村参考人 天龍峽のあります川路  
村の村長の今村でございます。昨年五  
月七日当委員会におきましていろいろ  
申し上げましたので、重複を避けまし  
て申し上げたいと思ひます。  
なお昨年五月には当委員会におかれ  
ましては早々に御視察願ひまして、沿  
岸民の困窮の状を親しく見ていただき  
ましたのであります。ただいま木下村  
長さんから概論についてお述べになり  
ましたので、私はそれをもう少しかみ  
くだきまして、具体例について申し上げ  
たいと思ひます。昨年六月二十七日  
の災害は非常なものであつたのであり  
ます。思ひますに、三十一年には私  
の村には八回洪水がございました。三  
十二年には前後五回の洪水があつたの  
でございますが、この六月災害が昭和  
二十年に次ぐ大災害でございまして、  
大洪水、土砂崩壊、家屋の流出、浸水、  
人死等の非常な被害がございました。  
この秦阜ダムができましたときにダムの  
影響ありといわれましたのは、ダムの  
設置地点から七千五百メートルの地点  
でございまして、私の村はそれよりさ  
らに上流の八キロから十一、二キロの  
間にわたつておるのでございます。そ  
の地域が非常な被害を受けておるとい  
うことは非常に残念に思ふのでござ  
います。天龍峽に十勝といふのがござ  
います。その十勝のうちの美奈洞、熊撫  
洞、垂平洞、これらはすでに昨年の水害  
によりまして、完全に水没してしまつ  
ております。姑射橋の約二十メート  
ル上流のところに岩の頭が水の中に出  
ておりまして、この頭のかくれる水は  
中水であつたのでございまして、これ  
が常時水没しております。なお九キロ  
上流にあります川路、龍江の村境でござ  
いますところ、死に人岩、天泊岩とい  
うのがございまして、これが水をかぶる  
という洪水は大洪水であつたのでござ  
いまして、これらの岩が常に水の中に  
ございまして、しかもこれらの岩のかく  
れるような大水は私も子供の時代に  
は折々はなかつたのでございまして。私  
どもの村の学校は三十二年のときに  
はかりましたのによりまして、水面と

校庭とが八メートルあつたのでござ  
います。昨年の水害後平水になりました  
ときにははかりましたところ、六・七  
メートルになつております。すなわち  
昨年の水害によりまして一・三メート  
ル河床が上昇したということが言える  
と思ひます。  
なお天龍峽の入口付近におきまして  
は、おびただしい土砂が堆積いたして  
おります。この地に育つた者、ここで  
水を揚げた者でなければ、たまにおい  
でなつた方々がごらんになつても  
ちよつと実感がわかないのじゃないか  
と思ひます。さらに上流の時又地点にな  
りますと、建設省で河川改修をいたしま  
して、まずこの歳までの高さで護岸工  
事をすれば、時又地籍の商店街は大丈  
夫守れるだろう、こういう御計画だつ  
たであらうと思ふのでありますが、そ  
れが昨年の水害におきましては、飯田  
地内の米販売店からあき俵を全部持つ  
てきて積み上げました、なおそこを  
オーバーして水が入つてくるというよ  
うな状況でございまして。なお下久堅地  
域また松尾地籍におきまして、その  
被害の大小とありますけれども、川  
路、龍江の災害の状況とほとんど同じ  
状況でございまして。なおさらにその上  
流十一、二キロのところに座光寺とい  
う地区がございまして、その北原正司  
氏のお宅は七十年前にそこに移転され  
たのださうであります。かつて水害  
を受けたことがなかつた。それがこの  
六月災害におきましては床上浸水に  
なつてゐる、こういうふうな状況であ  
ります。なお喬木、豊丘地籍におきま  
しては、小川川、蛇川等がおびただし  
い土砂を天龍の中に置き去りにいたし  
まして、兩岸は私もそれがそれに積み上

りまして、河岸は私もそれがそれに積み上

りまして、河岸は私もそれがそれに積み上

りまして、河岸は私もそれがそれに積み上

りまして、河岸は私もそれがそれに積み上



どうして起るかというような問題、あるいはどれだけ土砂が流入してきておるんだという点、かなり科学的な調査をされておる。それらによりまずと結局ダム計画を立てるときに計算であつたというように、報告書には書かれておるようで、私もその通りだと思つております。そのようなことを基本といたしまして、私も調査をいたしまして、昭和二十六年から昨年までの七カ年間の損害額を二億一千三百七十一万九千九百九十九円と補償して欲しい。これが今までの災害に対する会社の補償であります。

それから恒久対策は別といたしまして、湿地になりまして年々荒廢がふえていきまして、われわれ農民の生活もおびやかされておるという現状でありますので、これを土地改良によつて少しでもよくしていきたい、こういうのであります。これは県、国からの御指導、御援助を得まして三十一年から実行に移しております。本年までに有岸五十町歩の土地改良をいたしたのであります。左岸につきましても着々準備をいたしまして、速急に実行することになっております。左右兩岸の土地改良事業の対象になる面積は二百八十町歩ということになっております。これは先ほど副知事さんからお話がありましたように、排水路の流末を延長してトンネル等によつて下流に押し流さなければ排水ができないという状況にありますので、それらの金額を合せまして、この事業費は二億三千六百六十万九千九百九十九円（大島委員長代理退席、委員長着席）これは土地改良事業費の見積額であります。

まして、これに対する国、県の補助等もございしますが、それ以外の地元負担はダムのために多いのであります。これはダムのためにこうした災害を起したのでありますから、当然会社が負担すべきものと考えております。こういうような問題を早急に解決していただきたい、こういうのであります。

その他大龍大橋の問題とかあるいはいろいろございします。護岸については先ほど桑原ダムとお話がありました。かき上げをしなくてはならないという点については建設省がいろいろ御配慮下さいまして、直轄等によりまして工事を実行いたしております。本年八百メートル余ができましたが、これらの点も急速に実現できますように、早くやつていただきたいと思つております。こういうような点を数回にわたりましてこの内容を検討いたしました。最近県の方でもこれで解決に向うということを書明されておるのであります。このため、県それから会社におかれましては誠意をもつてこの問題を解決するように努力していただきたい、こういうふうに現在考えておるわけでありまして。

当面の問題はこういうことになるのであります。これをもちつて将来南向ダムがどうなるかということも私も疑問に思つておるところであります。狭部の問題は、この前のときにもいろいろ会社の方から御意見があつたやうであります。私のところのダムの上流が約七キロございしますが、そのうち二キロの間に狭部になつております。メートルぐらゐの落差があつたのであ

ります。それでありまして約二百五十分の一ぐらいの非常な急な勾配になつておりました。そこに上流から流れてくる土砂は全部流されて、さらにその狭部には土砂が停滞して、ないというものがその当時の現況でありました。しかるにそこに七メートル余の固定堰堤を作つたのであります。それを作るときに七メートルの固定堰堤の頭から計算をして千分の一勾配で土砂がたまるという仮定のもとに計画堆砂河床を定められたのであります。その終点をもつて土砂のたまる終点といたしましていたしたのであります。これは自然は約二百五十分の一の勾配で上流地域との調節がとられておりました。上流地域にはさらに被害を与えなかつたのを、人為的にそういうふうな千分の一勾配にしたということが計画を誤つたのであります。誤算であるということとははつきりいたしておるわけでありまして。現在におきましては、その土砂がたまるという終点で四メートル余の土砂が堆積いたしております。これらのものは水利使用申請のときに会社から提出された縦横断とか平面とかその他計画書ではつきりわかるのであります。これらは現在旧赤穂村に提出されたものが現存しておるのであります。これを見ればすぐわかるのであります。狭部であるから土砂がたまる、これは土砂がたまるのであります。前にはたまらなかつたところに堰堤を作つたままにいたしましたので、決して狭部があつたからできたのではないのでありますから、この点は会社でも十分に考えられまして、会社が堰堤を作つたために、これに對して人為的災害が起つた、こういうこと

を私もはつきりと申し上げるし、今申し上げたような計画書を見れば一目瞭然わかるべきものだと私も考へております。そういう点を特に御考慮下さいまして、今申し上げたやうな今までの損害補償をしていただくと同じ時に、土地改良等によりまして土地の荒廢を防ぐようにお願いしたいと思つております。今のところ県が責任を持つてこの問題を解決するというのであります。それに信頼をいたしまして、早急にやつていただくたいというところをお願いしておるわけでありまして。

きわめて簡単でございますが、以上であります。

○西村委員長 次に、西春近村村長の平澤仙二君にお願いいたします。

○平澤善孝 私は大久保ダム上流の西春近の村長をやつております。昭和三十一年の十一月五日に提出してあります天龍川大久保ダムの水利使用仲長許可取消の訴願及び天龍川河床上昇による被害認定願につきましては、昨年五月の本委員会におきましてダム対策委員長の平澤泰寿氏から御説明申し上げてありますので、過去の大久保ダムによる被害の状況は御承知下さると思ひます。現在の状況を主として申し上げたいと思つております。

つい最近調査いたしましたところ、大久保ダムの基礎コンクリート堰堤が三メートル七十あるやうでございます。が、すでに土砂で埋まりまして砂防堰堤と何ら変わらないやうな状況であります。これより上流四キロの殿島橋の地点におきまして約三メートル河床が上昇してしまつた。このために兩岸三百有町歩の水田は湧水のために

湿地化し、被害が毎年増加しておるやうな状況でございます。戦争末期でありましたか、県の指導のもとに表木地区約九十町歩の中央に学徒動員をやりました排水路の工事をいたしたのでございまして、これも無価値のものになりました。やむを得ず国の補助、大きな融資によりまして、二十九年から計画実施いたしました土地改良事業も完成はいたしましたけれども、今後数年この効果があるかと心配しておるやうな状況でございます。なお殿島橋附近に排水口を持つております小出土地改良区でございますが、これも十七年前に六十町歩余改良事業を実施したのであります。排水不良のために排水路の実施したい、そういう予定で進んでおるわけでございます。その他西春近及び宮田地区におきまして、土地改良事業をいたしたい、そういうことを念願しておる地籍が約百町歩あるのございまして、排水の点においていかんともなし得ないやうなのが現在の状況でございます。次に殿島橋附近に住宅が約二百戸近くあるわけでございますが、このうち井戸水使用の住宅が百に近しいものがございまして、それが増水のたびごとに汚水と混濁いたしまして、保健衛生上非常に困窮している状態でございます。なお昭和三十一年度、昨年度の稲作の状態を見ましても、国全体といたしまして非常に豊作の年でございます。農業者等による確実な調査結果から見ましても、この地区における米の減収は約二千俵、そういうものが出ておるのでございまして、なお土地改良事業をいたしまして、湧水のために二毛作等できないと

いう田が百五十町歩以上ありまして、農民の損害は大きなものでございます。

右のような事情でありまして、この損害の起因は、私ども地区住民といいたしましては、大久保ダムの影響によるものである、こういうようなことを考へておるものでございまして。被害住民のために、先ほど木下村長さんも申しましたが、ダムの撤去をお考え願いたいということが第一でございます。昨年の五月七日の建設委員会において、長野県知事及び中部電力の代表者は、ダムの上流一キロメートルの地点で約八十センチから一メートルの河床上昇はお認めになったように委員会記録に載っておたのでございまして、事実上、この地点におきましては、四メートル上昇しておるのでございまして、さらに三千メートルの地点で四メートル五十、この地点は川幅が三百メートル以上になつておるのでございまして。なおその上流の殿島橋で約三メートルくらい上昇しておると思ひますので、この地点につきましても、対策委員会が県の河川課の方へ殿島橋新設当時の写真を提示いたしまして、御調査を御依頼しておるようでありますが、まだその結果の御報告もないようでござい

ますので、これ等もぜひ御調査願ひたいと思ひます。

最後にダム撤去が私ども一番の念願でありますけれども、どういたしまして撤去が不可能な場合には、これにかわるような御方途を御研究下さいまして、将来、被害が発生しないというような施設を一日も早く実現できましようお願いいたしますのでござい

電力会社に対しましては契約の履行方をお骨折願ひたいと思ひるのでござい

ます。三峯川総合開発によりまして三峯川の開発も相当進行しておりますけれども、現在三峯川と天龍川との合流点に堆積してある土砂の量は非常に多いのでございまして、私ども地区住民は、この土砂が将来このままおるものでなしに、水の出たたびに流れ、なお河床が上昇する、そういう心配をして

いるものでございまして。

簡単にございまして、被害住民の状況を御検討の上お願ひいたします。

○西村委員長 以上で参考人の方の見聞は一応終了しましたが、時間が少し迫つて御迷惑でございまして、御了承をお願いいたします。質疑の通告がありま

すので、これをお許しいたします。

○川俣委員 私は二、三点を当局並びに中部電力の方にお尋ねいたしたいと思ひます。特に天龍川の南向ダム及び泰阜ダムについて、第一は中部電力の方にお尋ねいたしたいのですが、現在のダムの有効率はどの程度になつておるかという点でござい

ます。別な表現をいたしますならば、土砂の堆積のために計画量の発電ができなくて、損失量がだいぶ出ておると思われ

る。そこでそれを具体的に現わすために、最近時における土砂の堆積量並びに土砂堆積によるところの有効電減少率を、ここでお待ちになりましたらお知らせ願ひたい。また、これに対する通産省の公益事業局長の見解並びに建設省の河川局長の見解を承つてお

きたいと思ひます。

○加藤参考人 ただいま川俣委員からお尋ねいただきました泰阜の土砂堆積量並びにこれに伴います当初計画と比較しての効率の減退状況でござい

ますが、はなはだ申しわけございせんが、ただいま数字を持ち合せておりませんから、お許しをいただきまして、後刻早急に文書で回答させていただきます

○川俣委員 詳しい数字は別にしまして、参考人は会社の常務ですから、これがどの程度の効率か、効率の程度くらいはわからなければならぬはずだと思ひ

ます。これは会社の営業に非常に大きな影響を来たすものでありますから、大体の効率くらいは、およそのことは現在おわかりになつておるのじやないかと思ひます。詳細な点は文書で

つてくださいます。

○加藤参考人 詳細の数字は重ねて後刻申し上げることに御許しをいただき

たいと思ひます。

次に有効貯水量は、あまり減つておらないかと承知いたしております。従いまして、能率の低下ということ、ここで申し上げるほどではない、こう考

えております。

○篠原説明員 ただいまの御質問にお答

えいたします。効率の点につきま

しては、正確な数字は持ち合せており

ませんが、貯水池には有効容量と発電に

使われない下にある容量とござい

ますが、有効容量の方はまだ相当機能

が残つておるうちに何つております。現

在堆積している量は約九百六十二万立

米でござい

○山本(三)政府委員 土砂の堆積の量

はただいま通産省から御報告いたした

通りでござい

ますが、貯水池の容量は

一千七十六万立米になつております。

○川俣委員 私の手に日本発送電株

式会社の「全国貯水池、調節池の現況

調査」というのがござい

ます。二十四

年末現在の調べです。これにより

ますと泰阜ダムは昭和十一年一月から発電

を開始いたしました。当時十三年を経

過いたしました。南向ダムは昭和

四年の二月発電開始でありまして、当

時二十年を経過いたしておりますが、

この調べによりますと、土砂の堆積量

は南向ダムはちよつとプリントがは

つきりいたしておりますが、泰阜ダム

の方は八百九十二万五千平米、それ

から有効容量の減少率は五〇％、土砂

による年間損失電力量、いわゆる電力コ

ストの影響ありとして算出されたもの

でござい

ますが、これが二千八百四十

四万四千キロ、こういう調査が出て

おります。それから南向が減少率七

三％、土砂による年間損失電力量二百

六十四万キロになつております。通産

省ではこういうことを基礎にしてコス

トを計算されておるのじやないのです

か。またはときどき堆積を下流に流出

することによつて容量を拡大していく

というところもあ

りますが、当時二十四

年にありました堆積は下流に放出した

のであるかどうか、この点も合せて通

産省並びに中部電力にお尋ねいたした

い

○佐伯説明員 ただいま数字的なもの

は持ち合せておりませんので、この点

に關しましては後刻よく調べまして御

報告申し上げます。なおコ

ストの点につきま

しては、当初発電所

ごとにコストをやりますけれども、一

つ一つの発電所についてのコストは毎

年数字的にはちよつと調べておりま

せんのでただいま手元にはござい

ませんが、よく調べてみますればわか

りますから、後刻提出いたしたいと思

ひ

○山本(三)政府委員 先ほど先生のお

話にありました日発の資料と申しま

す、今私が持ち合せております資料

によりまして、一九三五年の十一月

から四四年の十二月までの約九

年間に貯

水池の有効容量は千七十六万の容

量である、こういう資料を持ち合

せてお

る、先生のお持ちになつておる電力

の減少等も確かかなのだらうと思

つておりますが、私の方は電力の方につ

きましてはここに資料を持ち合せて

おり

ませんので、ただいまお答

えがで

○川俣委員 大体以上のようなことで

相当堆積があることは明らかであり

まして、これが有効電力の上のコスト

に非常に大きな影響を及ぼしてお

ることも事実であります。そこでさ

らにお尋ねをいたしますが、今でも建設省に南部

三郎さんという方がおいでですか。

○山本(三)政府委員 そうい

う人

は今あそこに来ております。

○川俣委員 それでは河川局長にお

尋ねいたします。南部三郎さんの報告書

によりまして、泰阜ダムについては昭

和一〇年、昭和二〇年の洪水により

は堆砂の状態となり当初の計画では堆砂

の影響は、ダム上流約七・五km附近まで

と考へられたのに対してさらに上流

の天龍峽も河床上昇し、そのため峽

部の上流の平地部は一層河床上昇し、ダ

ム上流約一三km附近まで影響が顕著であつて」という報告をなしておられますが、河川局長はこれをお認めでございませうか。

○山本(三)政府委員 ただいまのお話は何に書いてあるか私読んでおりましたが、ダムの上流が堆積をいたしておりまして、その傾向がほかの部分に比べますと、非常に顕著である。それからお話の通り二十七年以降におきまして、天龍峡の付近も上る傾向にあるというの事は事実でございませう。

○川俣委員 私の局長にお尋ねしたのは、こういう報告書を出しておられるけれども、河川局長はこれをお認めになりますかと聞いておるのです。これはおそらく南部さんが私費で調査されたんじゃないかと、国費で調査されたものだと思う。しかも公けに報告書が載つておるわけですからこれは私人じゃないでしよう。河川局計画課の公人としてのお調べだと私は理解するのですが、これは私人南部三郎でしうか。私その意味でお認めになりますかと聞いておるのです。

○山本(三)政府委員 そのどれだけ上つたとかいうような具体的な調査につきましても、これは同の費用なりあるいは中部電力が命令によつて調査をしておるなりしておるわけでございますが、その判断は、南部個人の判断だと思ひますので、原因等につきましても、まだなお研究の余地があると思ひます。

○川俣委員 これは河川局計画課南部三郎と署名されておりますから、私人じゃないでしうか。あくまでも私人だということになりますと、それでもけつこうですが、建設省河川局計画課

南部三郎と署名されているのですから、これは私人じゃないでしうか。別に深く追及しませんが、一応りつばな「水経済年報」ですから相当權威のあるものになつておる。この權威を河川局長は否定されるなら別ですが、これは相当權威があるものとして一般の官公庁も、すべての人は一応これは容認しておるものなんです。それでたまためなものは考えられない。河川局の全体がこういうことを公表しておいて黙認されておるということになると河川局の權威にも関するもので、私は一応權威あるものとして取り扱つておる。その意味でお尋ねしたので、二十七年の洪水によりはば満砂の状態となり、当初の計画では堆砂の影響はダム上流七キロ半付近までと考えられたのに対し、さらに上流の天龍峡も河床上昇し、ダムの上流十三キロ付近まで影響が顕著である、こういう調査報告なんですね。これはお認めになりますか。

○山本(三)政府委員 公式のものといひまして建設省が出版しておるわけでございますので、その点は御了承いたされたいと思ひますが、事実の問題は私は認めません。

○川俣委員 そういたしますと、紛争の最も重要な要素といふものは建設省の大体の調査によつて明らかだ、こういうふうに理解してよろしいと思ひますが、中部電力はどうでございませうか。建設省のこの見解に対して不服がありますか、どうか。不服があればどういふ点が不服か、一つここで明らかにしていただきたい。

○加藤参考人 実はその御提示いただきました書類を初めて私お聞きするよりなこと、ただお聞きしました範圍の点につきまして会社の見解を申し上げます、ダムのみによつてさうな堆砂の影響が起きたというふうには考えておりません。そのほかの相当の洪水量あるいは支流の堆砂の状況等々相持ちましたのが、そのような実績を起したかと存するものであります。

○川俣委員 少くとも電力会社は日本の權威のある水経済年報というものは相当尊重しておられるはずだと思ひます。みずからこれだけの機能を持つておられないのでありますから、当然将来機構組織に影響する問題でありまして、最も敏感でなければならぬはずだと思ひます。全然それじゃ無知だということですから、少くとも公益事業でありますから、日本の水の経済に対しては大きな関心を持つておられなければならぬ。また自分の発電能力に関する問題でありますから、相当敏感に響いておられなければならぬ立場におられるとは理解する。それで御尋ねしていただくには考へておられない。一応尊敬して聞いておるのですから、そのつもりで御答へ願ひたい。

○山本(三)政府委員 公式のものといひまして建設省が出版しておるわけでございますので、その点は御了承いたされたいと思ひますが、事実の問題は私は認めません。

○川俣委員 そういたしますと、紛争の最も重要な要素といふものは建設省の大体の調査によつて明らかだ、こういうふうに理解してよろしいと思ひますが、中部電力はどうでございませうか。建設省のこの見解に対して不服がありますか、どうか。不服があればどういふ点が不服か、一つここで明らかにしていただきたい。

○加藤参考人 実はその御提示いただきました書類を初めて私お聞きするよりなこと、ただお聞きしました範圍の点につきまして会社の見解を申し上げます、ダムのみによつてさうな堆砂の影響が起きたというふうには考えておりません。そのほかの相当の洪水量あるいは支流の堆砂の状況等々相持ちましたのが、そのような実績を起したかと存するものであります。

ることができると思ひます。しかしこれだけの堆砂がある以上は、上流に大きな変化があるといふことは當然認められるべきものだと思います。ダムを作るからには、これは土砂の流出状態、あるいは地面の荒廃状態というものは、これは当然調査検討されておらなければならぬはずだと思ひます。こういう調査検討をしておらない。あなたの方の濁川ダムなどはどういふ状態に撤回されたでしうか。こんな状態になつておるので、そこでわしの方には関係がないのだといふことをもしもほんとうに言われるとしますれば、こういうことはコストに影響がなしにあなたの方のコストを算定してよろしうございませうか。堆積量なしといふことでコスト計算をしてもよろしうございませうか。ここまではつきりして下さい。

○加藤参考人 今のコストの点でございませうが、これは御案内かとも思ひますが、手前どもの事例を申し上げますれば、二十九年の料金改訂をお願い申し上げましたときのことを申し上げますと、そのときの発電量が一応コストに直接影響するような次第でございまして、現実にはそのときの年間起きるであろう電気といふものをコストに入れたしていただいております。次第でございませう。

○川俣委員 それは、ほんとにあなたはそのようなことをおっしゃいますか。たはそんなことをおっしゃいますか。固定資産の償却も入つておるのではありませんか。

○川俣委員 固定資産の償却が入つておれば、その当時つぎ込んだ資産とそれの有効度合いといふものが当然出てこなければならぬじゃないか。これがコストに重要な影響をしておるじゃないか。そのときの貯水量の關係がコストに影響するなんて、参考人はそんなしううに言われるような話をされちゃ困りますよ。私は前から敬意を表してお聞きしておる。この点をもう一度お尋ねしたい。

○加藤参考人 今の発電量は、ただいま申し上げましたように、年間の発電量を想定しております。それから経費の点であります、これは今御指摘がありましたように、当然これは事業法で認められましたその発電所の年間の定額償却をコストに入れたしておるわけでありませう。

○川俣委員 従つて発電容量と当時の資産——あなたがここで言つておる日本発送電から引き受けられたこの資産が有効に働いておるかどうかといふことがコストに非常に大きな影響を来たすわけですね、そこで土砂の堆積量が多くなれば、設計した当時のようなフルに発電能力を発揮しておる、こう理解して計算をしてよろしうございませうか、堆積量がないといふことになれば、当然フルに活用されておると見なければならぬ。フルに活用されておると見れば相当コストが安くなつていなければならぬ。中部電力はもう少しこれではコストを引き下げる必要があるという感じが出てるので、それともやはり堆砂堆石が相当多く、上流地帯の流砂流石の度合いが相当高い、こう思つておられますか、どうか、どう聞いておるのです。どちらでもいいから御答へをいただきたい。

○加藤参考人 土砂の堆積量云々がコ

ストに直接響くということはない。

○川俣委員 これは私の見解ですが、あなたの方でなければそれはけつこうです。ないならいってけつこうです。

○加藤参考人 ないというところはさておきまして、実際は、年間におきまする発電量をいわゆる収入の方に入れるわけなんでありました。それから経費の方は、きめられました。その償却あるいはまた金利、あるいはまた運転に伴います費用というものを経費に入れています。

○川俣委員 私の尋ねているのはそうじゃない。あなたの方から出されたものを基礎にして通産省が計算を再検討するわけなんです。精査するわけです。そのときの資料にはしいます。そこでお尋ねしている。年間発電量と言われますけれども、土砂堆積によって発電能力が下った場合もあります。そういう場合の参考にはしたい。だから土砂堆積があつて有効発電能力が非常に低下している、こういう計算で見られるのか、あるいは土砂堆積がないというところで計画を立てておられるのか、このことを聞いておられる。もし非常に堆積が多いというところになりますと、ついでにみんなあなたに御質問いたしますけれども、この発電量の調べたような工合になりますと、他の河川と比較いたしまして土砂の流出量が非常に多い。従つてダムがあればそこに堆積するということも明瞭に出てきておられるわけです。ほかのいろいろなダムの堆積量を調べたものがあります。特に天龍はその点では非常に有効度合の少い地域である、こうなつておられる。そこで、それはお認めになるのじゃないですかとお聞きしておられるのです。それか

ら出る損害はどうだということについては第二の問題です。

○加藤参考人 重ねて同じことを申し上げて恐縮なものでありますが、土砂がたまつたがためにどれだけ有効貯水量が減つたか、それは先ほども有効貯水量はあまり変わつておりません、こう申しました。従ひまして発電量もそんなに変わつていない、こう承知いたしております。

○川俣委員 二十四年にこれは発電量が調べまして、それであつた方の方で引き継いだわけなんです。そのときの評価というものは、ここに堆積があるということ、かなり評価を低めて引き継ぎされたはずなんです。そういうことです、これが有効に働いておるということになると、非常に安くこれらを引き受けられた、固定資産を非常に安く引き受けられた、こう理解してよろしいのですか。そのことは、あつた堆積が今なくなつておるとすれば、下流に流出させた、こういうことにもなるのです。発電量は自分の経営の内容でですから、わざわざ堆積のないものを堆積したというところで、あなたの方に引き継ぐと思ひます。しかもこれは幾分国の費用を借りまして、発電量が調査したもので、立会人は、当時の内務省、農林省等も立ち会ひの上で調査した資料だということなので、立会人の名前も明らかであります。従ひましてこの資料は決して正確な資料じゃない。ただこれをしるばるの間に外部には秘にしておりまして、外部には発表しておらなかつたということがありますけれども、この調査内容は原本があるのをごいいますからうそじゃない。今はこ

れだけの堆積がないということになると、上の方で土砂どめでもしておるのですか。ダムに流出しないように土砂どめをしておいて、そのためにないといふことが一つあります。もう一つ、たまつておつたものを下流に流したとすると、下流に対する責任も相当重大だと思ひます。このことは直接きょうの問題でありませんから、別な機会に通産省にこれは大いに追及しなければならぬ点だと思ひますので、河川局長もよく聞いておいてほしい。これだけの堆積が下流に流出したのを黙認されておつたかどうかということも、あらためて別の機会にお尋ねしたいと思ひます。

そこで中部電力にもう一点お聞きします。南部三郎という人は河川局長さんも認めておる通り、これは少くとも相当権威ある調査だということでありまして、ダムの影響だということとは明らかに調査報告をしておられますが、それでもあなたの方はお認めにならないのですか。中部電力はこういう役所の権威なんというものは当てにならないといふのですか。当てにならないといふとすれば、これは一応公けのものですから、反駁する材料があればならぬ。公けのものを無条件にあなたには強要しません。これに対する有力な反駁材料があればこれは別問題です。あなたの方には有力な反駁材料を提出するだけの用意がありますか。そうとは思ひませんが、これはいけません。あなたの方で公共事業を営んでおられるわけです。従つて最も公けのものを對してはこれを尊重しなければならぬ立場にあるわけです。純民間とは言いがたいわけです。建設省のこの見解に対してい

かような見解をお持ちになるのか、あらためてもう一度お尋ねいたします。

○加藤参考人 繰り返してお答えいたしますが、ダムのみだとは考えておりません。しからばそのデータを出せ、こういうことでございしますが、これは諸般の書類を目下あらゆる面に依頼をいたしまして検討をいたしておる次第でございます。

○川俣委員 検討するといつて、検討された資料があるじゃないですか。一応これを容認されたらどうですか。これは反駁する材料が出て初めてこの資料に基けないというなら別ですけれども、一応公けに調べたわけなんです。建設省がある程度の権威を持った調査をされておられるわけなんです。これに対する反駁の材料を持つて初めてこれに不服だといふことが言えるのです。どうも不服らしいからこれから調べますでは、そんな態度ではだめです。一応これは権威あるものとして尊重する、これを反駁するならば、反駁する材料が出て初めてあなたの抗弁といふものが成り立つのです。認められるのです。単に不服だといふだけでは、それは抗弁になりませんよ。国家の権威なり国会の権威に對して、私はいやだといふだけでは、参考人としての証言になりませんよ。もう一度御見解を伺ひたい。

○加藤参考人 この点は先ほど来各参考人からお話があつたかと存じます。が、設置以来、この設置のみによつて起きた被害であるかどうかということ、が、そのときから非常に問題になつておつたこととございします。いまだに最終的な解決ができていないといふことは遺憾でございますが、それが実情でございます。

○川俣委員 この調査は、あえてあなたの方のところを対象としたものではな

いのです。全国の河川の河床の上昇を調査した結果、最も顕著な例として天龍を出しておるだけなんです。河床が下つたものの上つたもの、これを全国のうちで一番顕著なものを類別に出しているにすぎないのです。従つて何もあなたの方中部電力に対する偏しみの感情から調査されたものと思われぬ。河川局として当然に全国の河川状態を調べたと思う。ダムによる堆積のための上下流の河床変動の実態が重要であるからという目的で調査した、こういうことになつておる。その顕著な例として天龍水系の泰阜ダム、南河ダム及び九州の大淀川のダムを類別に出しておるだけなんです。従つて、これに対する対策を将来論じようとしておるところの類例なんです。顕著な例としてこれを出しておる。これは全国の河川状態から見ても異常なものであるということ、しかもダムができた結果こういう上昇が起つてきたといふことを認めておられる調べなんです。これをなおあなたの方では否認されるのですか。これはあなた個人で否認されるなら、重役会議なり社長が出てきてもらつて、責任者の地位で一つ答弁してもらわなければならない。これは重要ですよ。こういう公けなものを否認するような者が公共事業体の役員として適当か不適当かということも検討しなければならぬ。これは十分注意をしてもらひたい。

それから建設委員会でこういう話をすると、委員長御存じの通り、この

問題を取り上げようというより、なにごとで陳情を受けたわけでは毛頭ないのです。ただいつの国会でもこういう問題を提起して注意を促したいという気持ちでおりまして、たまたまダムの問題がここらへんから出てくるので、実は忙しい中をさいてこの委員会へ来ておるのです。ですから、私は別に下流の方の人に頼まれたわけでも何でもない。今自分のところの資料をみんな集めました。そういう問題ではない。それだけ私は真剣に聞いているのです。いかげんに聞いているのではない。これは建設省も通産省も電力会社も、この問題に対してはもっと真剣にならなければならぬ。われわれですから、これだけの書類をそろえて検討しておるとき、みづからその衝に當る者がこの本も見たことがない、そんなものは聞いたこともないでは、これは非常に無責任だと思ふ。われわれの方こそ、こんなことを専門にやらなければならぬことは一つもないのです。あなた方に注意を促したいばかりにこれを持ち出してきているのです。そのつもりで中部電力の御答弁を願いたい。これはあなたこそで今答弁できなければ、重役会なりで相談されて、もう一度公式にこういふものを反駁する有力な材料をお持ちなら反駁したい。私は建設省の権威にかけても、これをあなた方は一応答弁すべきだと思ふ。この点重ねてお伺いしておきます。

○川俣委員 これ以上しつこく聞く必要はありません。これはダムの被害としての類例です。ほかの事情による類例はまた別にある。藤ダム、秦皇ダム、これらがダムによる影響の最も顕著な例として取り上げられておる。これだけの建設省の権威ある報告を無視されるということになりますと、中部電力が事業計画をされた場合においては、こういう不認識の上に立つて、河川に對する理解なしに事業計画を進められておるということについて重大な決意を要すると思ふのです。これに對する通産省の公益事業局の答弁を願いたい。

○藤原説明員 ただいまの御質問に對するは昭和十一年で完成いたしましたのは昭和十一年でございまして、當時は戦前でございました。戦時中に流域の状態も変りまして、當時計画した条件と多少流域の状態が變つて参りましたことがやはり原因の一つではないかと思ひます。

○川俣委員 私の尋ねているのはそんなことではない。ダムの影響によつて河床の上昇を来しているということ、建設省が認めているのに、こういうことについて無関心でいる当事者である中部電力に對して、あなた方公益事業局の監督が行き届かないのじゃないかという点をあなたにお尋ねしておる。日本の河川及び日本の水について無理解な者に事業をやらせるといふやうなことについて相当な関心を示さなければならぬのじゃないかと思ひます。

○藤原説明員 計画の当初におきましては適正な計画である、こういう観点から実施したものと思ひます。

○川俣委員 私の尋ねているのはそう

じゃない。今お聞きのように建設省が調査をいたしました。しかも河川局の計画課の南部三郎君が調査いたしましたものを否認するやうな業者がおるのをそのまま黙認されておられますか、こう聞いているのです。日本の水、治山治水に對するやういふ理解のない者に事業をさせるやうなことは適當でないのじゃないかと思ふ。日本の水利に對して、日本の治山治水に對して理解のある者に事業をやらせることが日本の国土の荒廢を意に介さないやうな公共事業をあなたに認めますか。公共事業でありますから、やはり公共の利益に服するやうな建前をとらなければならぬはずだ。こうした治山治水に對して無理解な業者がある場合に、当然あなたはその監督の地位にあるのじゃないですか。今お聞きのように無理解な態度を示しておられる。そうすると今後の事業の上に、計画の上に、あなたが重大な決意を持たなければならぬのじゃないかとお尋ねしておる。あなたの将来の見解を伺ひます。

○加藤参考人 この点お言葉をいただきました。私ははたは恐縮なものでございまして、率直に冒頭に、手前どもは利水者であり、公益事業者としてでき得る限りのことはして参りましたと述べたわけでありまして、その点は何らうそ偽わりを申し上げたわけではない、真意を吐露したわけでありまして、ただ先ほどのお役所の南部さんの件でございしますが、ただこれは、ダム設置のみによつて土砂がたまつたのだという点が多少見解を異にしておる、その見解を異にしておることを申し上げたにすぎ

ませんから、その点御了承いただきたく存じます。

○佐伯説明員 先ほどの御質問に對してお答え申し上げます。中部電力が水に對して関心がないのではないかと、いふやうな御趣旨だったと存じますが、この点は十分関心を持っておると私信じております。ただ先ほど来の表現と、そういう点におきまして行き違ひがあるのではないかと存ずるのであります。ただいま中部電力の方からお話いたしました、別段ダムの影響がないといふことは申し立てるのではなく、そのほかにも理由があるものであり、その点をもう少し詳しく調べたいと言つておるのだと思ひます。また従来からも、この問題につきましては中部電力もいろいろ検討されておるやうに聞いております。それからまた加藤さんがその資料をごらんになつていなかったといふことでございまして、その担当の方がごらんになつておるかもしれないし、決して無関心であるとは思ひません。

○川俣委員 私はこれを読んでゐるか読んでいないかによつて、関心、無関心を言つてゐるのじゃないのです。少くとも河川については、水については相當な理解を持たなければならぬであらう、それがあなたの方の任務だと私は理解する。そこで南部君がわざわざダムによる河床の上昇について特にこれを指摘しておられるわけだ。注意すべき事項として指摘しておるわけだ。この指摘せられたことを理解しないやうでは、水に對する理解ではないと思ふ。関係以外のところなら、それは無関心でおつたていいでしやう。特異な上昇として特に指摘してお

る。当然これは関心を持っておられなければならぬじゃないですか。それが補償の責任があるとか何とか、南部君が論じてゐるのじゃないのです。少くともダムの影響によるということだけは、昭和十年ダム完成後急速に河床の上昇を見、昭和二十年の洪水によりはば瀕死の状態となり、当初の計画では云々といふだけだ。何も計画が悪かつたと言つてゐるのではないのです。現状はかくなつておる。藤ダムも同様だし、この秦皇ダムもその例として引いておるだけだ。ダムによる影響としての謙虚な例として引いておるのです。何もその賠償を払わせようとか、補償を払わせようといふ意図で書いたものでないことは、これは明らかです。ダムの作造によつてやういふ影響があるから注意すべきであるといふことを南部君が指摘しておるだけなのです。そういう意図なんですか。それを河川局が注意を喚起しておるのに無関心であるといふことについて私指摘しておるのです。警鐘を乱打しておるのに耳に入らなかつた、やういふわけです。火事が起きたといふことを指摘しておるわけなんです。おれは警鐘は聞かなかつたから焼けたつてしやうがないのではないか、これでは責任が済まされなかつたと思ふ。南部君は警鐘を乱打しておるのです。これを攻撃しておるのではない。将来の計画について十分注意すべき事項として取り上げておるだけなんです。だからやういふ警鐘を耳に入れないで将来計画をするやうなものに對して、十分な関心を持たなければならぬであらうといふことをあなたに聞いておるので、警鐘を乱打されたものに対して無関心で計画を

するようなものについては、そういう無責任なものに公共事業をおまかせするわけにはいかないだろう、こうお尋ねしておるのです。この点どうです、もう一度。

○佐伯説明員 お答えいたします。実は繰り返すことになるかも知れませんが、たまたま加藤さんが読んでなかっただけで、中部電力の方で、おそらくお読みになっておる方もあるのではないかと思います。それで従来からも関心を持っておりまして、この問題についても今後とも大いに関心を持って解決に当たること信じております。

○川俣委員 それでよろしいです。

○西村委員長 暫時休憩し、一時四十分より再開いたします。

午後一時五分休憩

午後一時五十六分開議

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川俣清吉君。

○川俣委員 午前の質疑に引き続きいて質疑を継続したいと思っておりますが、昭和二十四年八月十一日に河川局通牒をもつて、河川工作物設置の監督について、知事に対して監督上の通達を出してあります。あわせて二十四年八月十二日には、農林事務次官、特別調達庁長官、建設事務次官通牒をもつて、やはり河川敷地占川、河川工作物設置等についての監督を要する通達を出してあります。こういう点からいって、前段申し上げましたような中部電力に対する、河川に付いた工作物について当然河川局は監督上の措置をいたさなければならぬと思うのであ

りますが、河川局長はこれに対するいかなる御見解を持っておりますか、この点をお聞きしたい。

○山本(三)政府委員 先ほどお話もございましたように、そういう通達を出してありますのは、最近、終戦後になりまして非常に被害も多くなつて参りましたので、特にまた工作物等による原因のものも認められるという点から、特にそういう河川管理の徹底を期する必要があるという建前から、しばしば河川管理者である都道府県知事に対しては、河川管理の徹底を期するよう通達を出してある次第であります。

○川俣委員 ただいま局長から述べられたように、工作物等によりまして洪水等の被害が頻発するに及んで、いたずらに国民の租税をもつてはこれに應じかねるような予算状況にありましますので、当然工作物の関係者はこれに留意をして国費及び国土を保全しなければならぬという建前の通牒だろふと思つております。実は通牒はりつぱでありますけれども、このことの通牒を無視されるような工作物所有者に対して、今後どのように処置をとられるか。

○山本(三)政府委員 そういう観点に立ちまして、各都道府県知事は河川管理者の立場から、特に終戦後の被害等において実際の例もございまして、工作物という点に及んでみまして、工作物を新しく設置する問題もあつたものの、既設の問題につきましてもその解決に努力をいたしまして、いよいよそれが原因となつて個人が被害を受けることのないように処置いたしておりますし、今後ともそういうつもりで指導して参りたい、こういう考えであります。

○川俣委員 特に重要河川につきましては、重大な関心を持っておられなければならぬと思つております。この天龍川は建設省の指定するところの重要河川であることは、私が申し上げるまでもないところだと思います。この重要河川に起つた工作物によるこの河川の荒廃について、これはだれが一体責任を負うのですか。こういう荒廃状態を国費で支弁するのですか。あるいは、これは工作物によるこの被害だとしますならば、工作物権者の当然な負担にならなければならぬと思つておりますが、こういう点について、十分な検討はまだ尽しておられないと思つておることは許されなかつたか。一私所有者の、また公益事業者といへども、それから起つてくるこの被害を国費でみんな負担しなければならぬというところは、今日の予算状況におきましてはどうして対応できるものではない。当然この処置を工作物所有者に対して、早くいへば中部電力に対して、予防措置を講ずるよう、命令等の行政措置なり講じられなければならぬと思つております。もし講ずることができないというところになりますならば、これは国費をもつて負担していかねばならぬ。国費の支出につきましても、民間会社あるいは公益事業会社といへども、国全体の予算から見まして、自分が起したところの損害を国にかぶせるといふことは、これは許されなかつた。特に公共事業会社でありますならば、当然その責任をみずから感じなければならぬと思つておりますが、こういう指導をされたことがありますか。

○山本(三)政府委員 お話のように、

河川の荒廃がはなはだしくなつて参つておりますし、天龍川水系の重要性につきましても、これは認めておるわけでございまして、流域につきましても、建設省の直轄の事業も、砂防なり河川改修を行なつておるわけでございまして。先ほどのお話は、はつきり工作物によりまして、被害が起きたという場合には、それに対する処置を、その原因者において負担させなければならぬというふうに考えておりますし、それ以外の問題につきましては、できるだけ国費なり地方費を投じて、河川の荒廃を防止していかねばならぬというふうに考えておる次第でござい

○川俣委員 河川局長の答弁はまことに明瞭です。明瞭だけれども、実行力がなければ、明瞭なことの説明をされましても答弁がのりになる。まことに明快な答弁をされておるが、これを実行されますかどうか。あなたの部下で、ダムの築堤による結果、ダム完成後急速に河床の上昇を見、昭和二十年の洪水によりほほ満砂の状態になつたと、いわゆる河川管理上の一つの例を出したにすぎないのでございましてけれども、工作物の設置によるこの荒廃であることは明らかに認めておられる権威者があるわけですから、あなたの部下の技術者が中部電力をどうしようといふような悪意で調査されたのじやないことは明らかです。日本の将来の河川の管理上いかにあるべきかといふことを調査された結果、一つの例として取り上げられたものだと思つて。ただ私は、これを利用しておるといふことになりましても、書いた人は決して悪意で書いたのじやない、そのこ

とだけは陳弁いたしておきますが、それだけに重要だと思つております。原因者が明らかです。この原因者に対して追及する行政措置をとらなければ、あなたの責任は怠慢といふことになる。まことにりつぱな説明ですが、その説明通り実行せられん意思がありますかどうか。国会で答弁されたからにはおそらく責任を持って答弁されたので、実行されると思つておるけれども、念のため……。

○山本(三)政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、これがはつきり工作物による原因であるといふことになりますれば、それに対するかゝりの処置は、それを除去するための施設なりあるいは別な方法を考へるということでありま

○川俣委員 そこで当然上流に起つたところの被害についての責任も出てきた、こう思ふのです。従いまして、これは通産省にお尋ねしたいと思つて、あなたがその監督下にあります電力会社がその工作物によつて、その營業目的物によつて被害を与へてゐる実情が建設省の調査によつて明らかであります。これに対して善処される用意がありますかどうか、お尋ねいたします。

○佐伯説明員 ただいま建設省からお話のありましたごとく、通産省におきましても、その工作物によりまして被害を起したといふことがはつきりしておりますならば、それを除去せるとかいろいろ適当な措置をする所存であります。

○川俣委員 そこで通産省に要望しておきますが、午前中の私の質問に對しまして、二十四年の日発引き繰り當時

天龍ダムについてはこの程度にしまして、次に建設省にお尋ねいたしたいのですが、岩手県の湯田ダムについて河川局長にお尋ねいたしたいのです。あそこに水没地以外の地帯で上ノ台といふところがありますが、これは昔からの鉱区でありまして、鉱区がかなり幅狭いたしておるばかりではなくして、帝國鉱業から現在の人に引き継ぎまして、鉱業権者が變つておりますものの、鉱内が相当幅狭した坑道を作つておるようでございます。こういう点を調査したかどうかということを調べましたところ、十分な調査をいたしておらぬようであります。そういたしますと、もちろんその上ノ台に住宅があるものでありますが、その住宅の下は――

ておりませんけれども、よく打ち合せましてお答えいたしたいと思ひますけれども、明かにそういふうふうな危険があるということでありますならば、相当の手当はしなければならぬといふに考えております。實際の問題を打ち合せまして善処いたしたいといふに考えております。

○川俣委員 將來、特に河川局を持つておる建設省といたしまして、こういうダムの構築については十分な基礎調査を遂げられていなければならぬと思ふ。單に補償を避けようといふようなことを考えておりますと危険を伴う。一カ所にダム構築のために危険を伴うようなことになる、將來日本の国土総合開発の上にも与える影響が非常に大きいと思う。やはり基礎調査だけは十分念を入れられて、安全性を確保することが必要だと思ふ。従つて万一危険があるような場合においては、あるいは危険のおそれのある場合においては、その程度で済むならば、やはり補償されて立ちのきをさせておくということが安全だと私は思うのでありまして、善処を要望しておきます。

続いて、湯田ダムに調査に参つたところが、あそこの係長級で今度の号俸改正によつて手当がむしろ千円くらい月に足りなくなるのが二人ばかりおるようであります。こういうことがあつては士氣沮喪する原因になると思ふ。しかも係長級ですから現場における指揮者です。これが減俸になるような結果でありますと、まことにあなたの方の出先の士氣に關することだ。これも一つ善処願ひたいと思ひます。善処できますか。これは當然善処されるということが答弁されると思ひますが……。

けるこのころの林知事の陳述を再確認したいと思うわけであります。

林知事は門島ダムにおけるところの關係につきまして、河床上昇について、「ダム上流の堆砂の実態を申し上げます。ダム地点から上流十三・五キロの南原橋までの区間の河床は相当に上昇しておりまして、それから上流五・五キロの小川川付近までの区間の河床は平均して一メートル内外の上昇が認められます」、こう門島ダムについては述べておられるわけであります。

さらに南向關係につきましては、「ダムの上流の堆砂の実態を申し上げますと、ダム付近の河床は四・五メートル程度、それから上流約二・四キロの田沢川合流点付近の河床は一・七メートル程度上昇しておりまして、それから上流天龍大橋付近までは總じて一メートルないし一・五メートル程度の上昇が認められます。」かように陳述しておるのであります。

また大沢川に対しましては、「ダム上流の堆砂の実態を申し上げます。ダム付近の河床は一・四メートル程度上昇し、それから上流約一キロの北城橋付近の河床は一・五メートル程度上昇しております。さらにその上の大沢川合流点付近では一メートル程度の上昇を見ております」、こういうように三つのダムの河床上昇に対する県の調査の結果を開陳しておるのであります。これを再確認していかどうかが副知事にお尋ねいたします。

○西澤孝 参考人 よろしいと思います。

○中島(蔵) 委員 中部地建にお尋ねいたしますが、中部地建の中島局長は、やはり同日の委員会におきまして、門島

関係におきましては——時間が長くないりますので途中略しまして、中心だけ読みますが、「さらに南原橋付近からダム上流十九キロ付近の小川川の合流点、つまり舟天橋から二キロほど上になります。この付近までは堆砂の傾向が認められまして、最深部の河床上昇が平均一メートル程度と考えられます。それから小川川合流点付近から上流につきましては、年々河床の変動があります。これは高くなったり低くなったりという状態でありまして、」

と、かように門島関係の上流の河床の状態を申し述べています。さらに南向ダムにつきましては、「田沢川の合流点付近からダム上流約四・三キロ付近の、先ほどお話ありました天龍大橋、この付近までは一メートルから一メートル五十くらい、場所によってでございましてありますので、はっきりした数字はつかめませんが、一メートルから一・五メートルくらいは堆砂が認められるようであります。ダム上流約五百七十メートルの太田切川合流点付近から上流大久保ダムまでの間、この間につきましては堆砂が認められないようであります。」さらに大久保ダムにつきましては、「ダムの上流千二百メートルのところは小沢川というのが合流しておりますが、この付近までは、場所によりまして非常に不同でありますけれども、平均しますと五、六十センチ程度ではないかと認められます。それから上流殿島橋付近までの区間につきましては、年々の河床変動に関しまして、河床上昇のはっきりした傾向が認められないようであります。」かように陳述いたしておりますが、これは昨年度の調査でありますけれども、これを再確認

していかどうか、中部地建にお尋ねいたします。

○黒田説明員 その通りであると考えていたのだいて、けつこうであります。

○中島(憲)委員 泰原関係について、これは県並びに参考人の木下龍江村長に御質問いたしたいと思ひます。

先ほど長野県の副知事の説明によりまして、門島ダム等の六月災害、それ以前を含めた補償を要求し、それによつて県はこれを取り上げまして、審議会を設置して、今調査中というようなお話を承りましたけれども、その結論はいつごろ出るのか、これを一つお伺いいたしたいと思ひます。

それから龍江村の木下村長には、現在どういふ状況になつておつて、地元はどういふ希望を持っておるか、この一点をお伺いいたします。

さらに、時間がありませんので、重ねて質問いたしますけれども、これは損失補償でありまして、それと同時に行政訴訟を起しておるわけでありまして、この行政訴訟に対しては、県はどういふお考えを持っておるか。それから地元は、損失補償と行政訴訟の関係をどういふふうにお考えになつておるか、この点を、最初副知事にお伺いいたしたい。

○西澤参考人 昨年の災害もあわせて、地元から知事に裁定願ひが出ておるけれども、それはいつごろ結論に到達するかという最初のお尋ねにお答えいたします。これについての経過は、先ほど申し上げた通りであります。昨年の災害と過去の災害と二つございませうけれども、これを一緒に審議会に審議することによつて手回取るおそれがありますから、とりあえず昨年の災害を切り離して最初に解決をしたい。

しかる後に、過去の災害をどういふふうに取り扱いかというのをさらに審議会をやつていきたい、こういうふうに分けたのであります。その前者の方の、昨年の災害についてであります。これは三月末日に結論を出すというのを目標として進んだのであります。が、先ほど申し上げました通り、三月末日を経過いたして、少しおくれしております。そのおくれしております理由は、先ほど御説明申し上げました通り、学識経験者をもつて専門委員にお願ひをいたして、その人たちの技術的な結果を重視をしたいということ、その人たちの結論を待つておるのがあります。大へん熱心に、また慎重に御調査を願つておるのであります。が、ほぼ結論に到達をいたす段階にありますが、まだ結論に達していません。従つて知事の答申ができておる、この段階でございまして、このことはできるだけ早くいたさうということ、今急いでおります。それが解決いたしますと、次に、過去の災害についてはどういふふうに取り扱いかという問題、これも審議会にお諮りをして進めていきたい、こういう段階であります。

それから、訴訟が起きておるといふことは御指摘の通りであります。それに対してどういふ考え方をしておるかというのでありますが、これは訴訟でありまして、現在県は被告として控訴をいたしております。これはすでに四回公判が開かれております。それから県の考え方としては、地元が訴訟を提起するといふ考え方、地元の要求等わからないでもないけれども、県が被告というところで争うよりも、県という大きな立場から話し合ひをつけていきたいからというところは、先ほど申し上げましたいふゆる恒久対策、いふなればダム撤去にかゝるぐらゐな、抜本的な対策を県で考へて、こういうものを順次具体化することによつて地元を示していくから、そういうものが具体化した場合には、地元の方は訴訟を取り下げてもいいという意向は持つておりますけれども、まだその段階には到達いたしていません。

○木下参考人 龍江村長でございます。昨年の六月の天龍川災害につきまして、そのときの被害、それから過去の被害を含めまして知事に裁定願ひを出しております。その経過につきましては、ただいま副知事から御説明のあったところと同じ状況であることを、私からも申し上げたいと思ひます。

次に、訴訟と知事裁定、そういう関係でございまして、私ども訴訟を提起いたしました理由は、私どもの地域、一市一町五カ村に亘りまして、ダム災害が非常にひどい。それから、昭和二十年災害については、知事さへ厳達命令を出しておるのである。川路村その他については、災害のつど救助法が適用されておる。そういう地域の水利使用許可の期限延長を、地元は何ら打ち合せることなく、それから許可条項を一項目も改訂することなく、昭和三十年に再許可をお与えになった。これは私どもの大へん不服とすることである、これが私どもの訴訟提起の理由でございます。

そこで、裁定並びに恒久あるいは応急対策の問題になるのでございまして。裁定の問題は、六月現在の被害並びに過去の被害に對します裁定を要望いたしておるのであります。これは許可命令書の第十六条にうたわれております項目に準拠いたしまして、知事の裁定をお願いしておるわけでありまして、さらに応急措置、こういう問題につきましては、それぞれお考え下すつて、案をお示し下さつておられる。しかしこれについての明確な御指示がまだ十分できておりぬ。これは県といたしましては國の方へもお願いして、そしてそういう計画をお立てにならなければならぬ、こういう立場におありになるから無理ではないと思ひます。同時に、さらに永久対策に至りましては、重大な、ダムを撤去するにかゝる案、こういう大きなテーマに相なりますので、これまた県としては大へんな重大な事項でありますので、なかなかはっきりした案が出ないことは無理もないと思ひますのでありますけれども、私どもはその案が十分に出来まして、それがほんとうにダムの撤去にかゝる案である、そういうふうなはっきりした認識をつかめない限りは、私ども三十年に一回の機会でございます。ダムの許可の——公開許可であります。水利権使用の許可延長、これの取り消し請求の訴訟はまだ下げるわけには参らないわけでありまして、以上でございます。

○中島(憲)委員 水利権延長許可の問題につきましては後ほど触れることにいたしまして、そこでもう一つ西澤副知事にお尋ねいたしますが、やはり門島

第一類第十二号 建設委員会議録第二十二号 昭和三十三年四月九日

ダムの一環として、また天龍川治水の大きな柱として、小沢川に大砂防堰堤を築くというよりなことがたびたび新聞に出ておりますが、現在県ではどんなような計画と申しますが、どの程度進んでおるか、御抱負があつたらお伺いしたいと思います。

○西澤参考人 お答えをいたします。

天龍の本流に流れ込む支流として、三峯川と小沢川というのは非常に大きな川であるし、この川が災いして土砂の堆積をしておつたのであります。三峯川につきましては県が総合開発地点に取り上げて、あそこに多目的のダムを設けまして、昨年等の洪水にも相当の土砂堆積となるべきものを防止したというふうに、効果が相当あつたことと考へます。さらに小沢をとめなきやならぬということで、これは県の総合開発地点としても取り上げるけれども、また園の方にもお願ひをして調査を願うということになっておるのであります。県の関係から申しますと、とりあえずあそこを根本的な調査をするという事で、去る県議会におきまして五百万円の予算をつけまして——ちよつと二百万か三百万か失念をいたしました、県の五百万のうちで、二百万か三百万だと思ひますが、それは園の方に委託をする。県みずから調査をするというのがあります。園の方はまた別に予算に計上していただいてあそこを調査していただく、こういう段取りになっております。

○中島(慶)委員 調査と申しますと、調査期間も相当長くなるのか、あるいはいつ調査完了して建設にかかるといふような予定があるか、その点お伺いいたします。

○西澤参考人 調査完了の期日でありませんが、土木部長も一年以上かかるだろうという事であります。まだはっきりいたしませんけれども、なるべく早くその目的を達成するように努力したいと思ひます。

○中島(慶)委員 次に南向ダム関係についてお尋ねいたしますが、これは長野県並びに中電の加藤参考人、それから地元の小出参考人のお三人にお尋ねいたしたいと思います。

先ほどの陳述にもありましたように、非常に大規模な耕地改良事業並びに堤防のかさ上げ工事などをいたしておるようであります。そうして昨年度の災害並びにその前の災害につきまして、県の方へ裁定方を依頼した、こういうようなことを先ほど陳述されたわけでありまして、そこで長野県といったしましてはこれを取り上げて裁定をする考へでいるのかどうか、この点が一つ。それから中部電力へお尋ねすることとは、この前の三田常務の答弁によりまして、これはたしか私の質問だと思ひましたが、全くこれはダムの河床上昇のために起つたのであるから、耕地改良事業は全額中部電力で負担する意思があるかという質問に對しまして、先ほどダムばかりのせいではないという加藤常務からの陳述があつたわけでありまして、全額負担はできない、こういうようなことであります。そこで耕地改良事業なす場合におきまして、県などが仲裁に入りますれば中部電力として相談に應ずる用意があるかどうか、この二つの点をお尋ねいたします。

○西澤参考人 お答えをいたします。この南向ダム関係の被害に対する裁定

願は出ておりません。ただ、ただいま御指摘になりましたような土地改良等を行うことによつて、県が中に立つて中部電力の方に話をしてもらいたいという要望はございます。ごもつともであります。県としては話をいたしておる最中でありまして、なおこの土地改良は公共事業でもございまして、農林省の方と中部電力の方と、両方に対して県は積極的に話をつけていきたい、そういう考へであります。

○加藤参考人 中部電力としてのお答えを申し上げます。今の点でございまして、南向ダムにつきましては、私どもは大きな影響はないのではないかと考へております。しかし今県の裁定を地元から求められておるやに聞いておりました、いずれまた県から御協議があると存じます。そうしてそのお話を十分聞きまして善処したいと存じます。しかし土地改良というようなことに対する会社の協力はむしろしないのではないかと存じます。

○中島(慶)委員 次に大久保関係についてお尋ねいたしますが、この大久保発電所に対して県は今までどういうお考へを持っておるかというところをお聞かせください。この発電所はたしか千六百キロ程度の、非常に小さい発電所なんです。そこでこの南向発電所をこしらへるときと同時に出現して、同時に許可を得ておる。それから完成がわずか一年、南向発電所より早いだけなんだ。それで、堰堤の高さはたしか四メートルかあつたと思ひます。川幅が百何メートルかある、こういうところにあらずか千六百キロくらいな発電所をこしらへても、おそらくこれは採算がとれまいと思ひます。ところが会

社側の言い分は、南向発電所の工用電力を供給するためだ、こういうような理由をつけておるわけなんです。それわすか一年早く完成しただけなんです。こういうような事情から見まして、私は会社が計画的に南向発電所の防衛のための砂防堰堤を設置したのではないかと、こういうふうに考へるわけですが、これはわれわれのほうとではつきりわからぬのです。建設費、あとの電力量なんかから割り出してみれば、大体見当がつくと思ひますが、こういうようなことを県として調査したことがあるかどうか、この点をお伺いしたい。

○西澤参考人 大久保ダムにつきましては、先ほど申し上げましたように、泰阜ダムとケースが似ておる。土砂の堆積の工合、狭窄部の関係等、規模は小さいのでありますけれども、大体似ておるようには承知をいたしております。そこで泰阜ダムにつきまして今恒久対策、応急対策等検討中であります。その結論を見ますと大体その方式といひますか、そこでとつておる方式が大久保ダムの方へも当てはまるんじゃないか、そういうような考へ方を持つております。しかし会社等に対しては、大久保ダムについても調査を命じております。なお県で調査をしたことがあるかどうかという点につきましては、私ここでお答えする資料を持ち合せてございません。

○中島(慶)委員 私の質問と答弁とが食い違ひがありますけれども、時間がありませんので、それ以上追及することをやめます。そこで問題は、現在大久保関係によりまして、下の門島並びに南向関係

と同じように、これによる損失補償を知事裁定に持ち込んでおりますけれども、これに對して県は裁定する——もちろんこれは許可条項によつて裁定せねばならぬと思ひますが、裁定する意思があるかどうか、これを一つお伺いしたい。

○西澤参考人 今の、知事が裁定するかどうかというお尋ねでございますけれども、裁定願は出ております。泰阜ダムの方式による裁定をするのが適當ではないかという程度に考へております。地元に対しては、そういう関係で少し県の意思決定がおくれるけれども、承知をしてもらいたいということをお申し込んであります。

○中島(慶)委員 これらの問題の根源になるのは、現在三ダム関係の利害関係人が、水利伸張許可に對するところの訴願をいたしておるわけでありまして、また行政訴訟もしておるわけなんです。

そこでこれは河川局長にお尋ねをした方がいと思ひますが、水利伸張許可に對しましては、これはあなたの方の河川研究会で発行いたしておる書類であります。この書類には、「免許により財産的価値ある権利を付与する場合においては、その期限付であること」の意義は、必ずしも期限の到達により全然その権利を失はしむることにあるのではなく、多くの場合には、ただ更新の出願を必要ならしむることによつて、その権利を失はしむべき新たな公益上の必要が生じたやいなや——「新たな公益上の必要が生じたやいなや」を審査する機会を得せしめようとするにとどまるのを通常とする。それ

は財産的の権利であることの性質からくる当然の結果で、財産権が期限の到達によって当然消滅するものとする。これは、特許権や実用新案権のような特殊な権利を除いては、現代国法的一般には認めないところであるからである。それであるから、期限到達により、免許の更新を申請した場合に、その更新を拒否することは、新たに権利を設定する場合とは異なつて、行政庁の自由裁量の行為ではなく、もしその権利を消滅せしめねばならぬ新たな公益上の必要が発生した場合でなければ、行政庁はこれを許可せねばならぬ法律上の拘束を受けるものである。このようにあるのです。すなわち新しく免許するときとは違ひまして、更新の許可というものは、三十年なら三十年間許可をやつて、次の更新許可の場合において、新たな公益上の立場から審査をする機会を与える、こういうことをうたつてあるのですが、この通りに解釈してよろしいかどうか、河川局長にお伺いしたい。

○山本(三)政府委員 ただいまの通りでございます。

○中島(慶)委員 そこで長野県へお尋ねしますが、長野県知事はきょうお見えでないのですが、長野県知事は、かつて六月災害のあとに、川路小学校の罹災者大会へ来られたときに、更新許可というものは、これは無条件で許可せなければならぬものだ、従つて土木部長の代理で来ておられるのだ、こういうことを言つておられる。現在テープで録音をとつてある。それから昨年五月の当委員会におきまして、紙谷土木部長は、あとで正確に調べますけれども、設置したものに変更がないから許可を

したのだと言つておられる。つまり設置した工物——堰堤に何ら変更がないから許可したのだ、こういうことを言つておられる。そこで長野県が今までとつてきた水利使用期限伸張の許可の更新というものは、どういふ方針でとつてきたのか、知事の言明並びに土木部長がここにおけるところの参考人として述べられたことから見まして、次の更新許可におけるところの河川変動とかいろいろなことを何も見ずに、ただめくら判を押して許可をしてきた、こういうふうにしか考えられないのであります。この点お伺いしたいと思ひます。

○西澤参考人 罹災者大会において知事が発言したのは、どうしても許可しなければならぬものだといふ発言をした、それから土木部長が工物に変更がない以上は許可せなければならぬ、こういう発言をしたといふ御指摘であります。心持といふものは、自由裁量の行為でないで、職務行為であるといふことを申し上げたことと私は思ひます。許可するに当りましては、めくら判といふようなお話をございまして、これは継続して発電をさせるといふことが公益上必要である、そういういろいろな総合判断に立つて許可を与えたものだ、こういうふうに考えております。

○中島(慶)委員 そうじゃないです。ここに紙谷土木部長が当委員会における参考人として出席いたしました。昭和五十九年三月二十七日までの水利期限の伸張を許可した、これは不当行使だと思ふがどうか、この質問に對しまして紙谷参考人は、「許可につき

ましては、これはこの間の公益判断をいたしまして、施設に変更があらませんの、その通り許可した次第であります。」こういうふうにはつきり言つておられる。知事もまた、一たん許可したものは許可しなければならぬから許可した、従つて知事の決裁でなくて、土木部長の代決でやつておられる、こういうことを言つておられる。こういうことはいかどうか、副知事から御答弁願ひます。

○西澤参考人 先ほど御答弁申し上げたことを繰り返すようになりますけれども、無条件に許可しなければならぬもの、無条件に許可しなかつて、総合判断に基いて、許可することが適當であるといふことで許可をしたものといふふうに解釈をいたします。

○中島(慶)委員 まあ副知事の立場ではさう言うよりかはしうがないで、そこで、前にまた林知事はこういうことを言つておられる。「条件を、許可する場合に、会社側には提示してあります。ただそれをいつ発動するかという点が残されておるのであります。もし会社側に誠意がなくて、地元の要望がもだしたといふ場合、知事といたしまして、その条項の必要の部分の発動は、いつでもできる態勢になつておるわけでありまして、従つて期限伸長について許可いたしても、しかしその間にいつでも発動できるだけのものは、留保してあるといふことで、地元の権利といふものは、守れるつもりであるわけでありまして。」こういうふうに、いつでも権利は発動できるから、権利伸長許可なんかしたつていいじゃないかといふこと

をここに言つておるわけです。さらに河川局長は知事と同じことを言つておられる。「期限伸長をいたしても、あるいは期限の中にきまして、先ほど知事さんが申し上げましたように、当然やらなければならぬことはやらなければならぬことでありまして、また河川管理者といたしましてそれを原因者にやらせるように処置することはできないわけでございますから、期限の伸長の際でなくても当然さういふことはできるわけでございますので、その点は期限の伸長をする際でなくても、私も当然できることである、また当然やらなければならぬことであるといふふうに考えております。」こういうふうにおるのですが、今河川局長のこの前の答弁を朗読いたしましたわけでありまして、現在もさういふようなお考えで、今後水利期限伸長の許可を取り扱われる意思であるかどうか、河川局長にお尋ねいたします。

○山本(三)政府委員 期限伸長の問題につきましては、河川法の条項に基づきまして、新しく処分する場合の続きとしてやるわけでございますが、お話しした通り、工物によりまして被害を受けたといふようなものはつきりいたしますれば、それに対する処置を命ずるというところは、はつきり法律にも書いてある通りでございますので、期限伸長の際でなくとも、これは当然やらさなければならぬといふふうに考えております。

○中島(慶)委員 それでは具体的にお尋ねしますが、先ほど川俣清吉君から話があつたわけですが、あなたの方の南部三郎さんというのは現在何を

おられるわけですか、局長にお尋ねいたします。

○山本(三)政府委員 河川局の計画課の専門官をいたしております。

○中島(慶)委員 その方が先ほど川俣清吉君の読まれたような実態調査をされたわけでありまして、さうしてもう一つの問題として、この伸張に許可をするまでに、長野県といたしましては昭和二十二年に物部知事時代に厳達命令といふものを出して、それはここにもありますけれども、内容は、このまま放置しておくとして現在において、かつて計画当時推定した堆砂より以上高くなつて、今後のこれによるところの災害といふものは憂うべきものがあるから、川路、龍江地域の堆砂を二メートル以上浸灌せよ、こういう厳達命令を出して、その後、この後においても川路村には災害救助法を四たびも長野県が発動しておる。そしてあなたの部下があれだけの調査を作つて出しておる。それにもかかわらず所有者たる中部電力に對して何らの制限も付さず、ノー・ブロー・スをもつて向う三十九年間権利伸張の許可をした。これに對して河川局長や長野県は責任を感じませんか。

○山本(三)政府委員 終戦直後、ただいまお話のありましたように厳達命令が出まして、それはまあ實際問題として非常に困難なことであるからといふ点で、当時お話し合ひをいたしまして一応の処置をいたしたわけでございます。その後また、先ほど資料的に話がございましたように、多少上る工合は進んでおるような状況でございます。洪水期には高くなりまして、ゲート

の操作等によりまして、従来よりも下流に土砂が排出されるようには相なっておりまして、現在の状況はまあどうして何とかが処置しなければならぬという状況でありますので、私もの方の直接の問題といたしましては、河川の改修工事、あるいは砂防工事等を積極的に遂行すると同時に、根本的な対策といたしまして、ダムの問題等につきましても、どうしたらいいかという点を研究中でございます。ダムの上流の堆砂の問題は工作物たけの問題であるという点にはつきりつかみにくい点で、御承知の通りあるわけでございますので、それらの点も勘案いたしまして、ただいま恒久対策についても立案中でございます。私どももいたしましては、常に会議等を開きましてその推進に努力しておるわけでございまして、何れも事柄がなかなかむずかしい問題でありますので、早急の結論に到達いたしておりませんが、私もいたしまして遺憾には考えておりますが、先ほどからいろいろと委員等も作りまして推進いたしておるわけで、私も私どももいたしまして全力をあげて県なりあるいは電力会社、あるいは地元の見解等も十分しんしゃくいたしまして、早急に立案したいという努力はいたしておる次第であります。

○中島(蔵)委員 これは長野県とそれから建設省でお聞き願いたいのですが、昭和二十一年七月四日、長野県知事物部源郎は、日本発送電株式会社總裁新井幸治あてに「天龍川通り泰草並に犀川通水内堰堤上流地帯の水害予防対策に関する件」という厳達命令を出しておる。これは何と書くことを書いてあるかと申しますと、「管内天龍川筋下伊那郡川路村並龍江村地籍及び犀川筋上水内郡水内村地籍は就れも発電施設たる堰堤の影響に因り河筋の土砂沈積夥数計画当初仮定せる堆積量をも既に相当超過し延ては上流部広範の地域に亘りて極度の河床隆起を生ぜしめたる結果出水時に於ては屢々異状の高水位を誘発し且つ甚だしき長期湛水となる傾向ある為と異例の水害を頻発し捨て置き難い事態に立ち至りたるを以て河川治水計画確定の重要性に鑑み堰堤に固る堆積土砂の除去を計る等、右両地籍に対する水害予防の根本対策を樹立し之が実行方取計わられし。猶差し懸つて左記の応急措置については再び出水期を控へたる此際夫々格別の工夫を集中して急速にその対策の実現に格段の努力を致されたい。」と記して、「天龍川筋泰草調整池内埋没土砂の措置」として、「先ず阿智川口上流のものより処理し而して天龍峡口の疎通能力を旧態に復することに努め同時に川路、龍江両村地先河床の埋没土砂を二米以上浚渫すること。」、すでに昭和二十一年におきましてこういふ厳達命令を出しておる。この川路、龍江地籍を二メートル以上浚渫せよというところは、あそこは長さ三千メートル以上ありまして、川幅が六、七百メートル、それを二メートル以上浚渫させることはまずできない相談、こういうのできぬ相談の厳達命令を出しておる。これは河川局長よく御承知だと思ふ。そのうちに怪しげなる代案にすりかえられて、今日のこの災害を生ずる原因となつてしまつたのでありますけれども、こういうような状態であり、またあなたの直接の部下が、中部電力に、

国家的な立場という考えもなくして、ああいう調査書を出しておる。従いまして、河川局長は堰堤を撤去するところの責任がある。これは河川法二十条でも、そういうことをしなければならぬことをはつきりと示してある。もしそれができぬといたしまして、計画河床以上の砂を、旧河床まで浚渫せざるべからぬ処置をとるべきだと思ひますけれども、なぜ堰堤の撤去を命じないか。計画河床線以上の土砂を旧河床まで浚渫するところの命令を出さぬのか。昭和二十一年からすでに十数年も経て、そして災害救済法を四回も発動するやうな事態に至りまして、なお研究中であります。これから考えます、これではだれも納得がいかなぬので、重ねてお尋ねいたしますが、もしダムの撤去の命令を出されぬといたしましたら、計画河床以上の堆積土砂を旧河床まで浚渫するところの命令を出すべきだと思ふ。お考えなり意思があるかどうかお伺いしたい。

○山本(三)政府委員 まず第一にダムの撤去の問題でございますが、これは先ほどからお話ございましたように、水利使用の許可を取り消すという問題と同じだということでございます。その点につきましては、先ほど来御説明がございましたように、公益判断の立場からやらなければならぬ問題でございます。一方電力の増強という問題も、国としてどうしてもやらなければならぬ問題であります。それからまた上流の被害という問題も、もちろんそれ以上を考えなければならぬ問題であるわけでございますが、それらの点を勘案いたしまして、言いかえますならば、公益上の判断に基いてやらなければならぬ問題でございますので、直ちに、お前はダム撤去を命令しろと言われまして、先ほど来の説明の通り、それらを判断しなければ、直ちにこれを御返答申し上げるわけにはいかないというところでございます。

それから河床を元通りに返せということでございますが、この点につきましても、なるほど河床が上りまして、その結果水害を助長しておるといふ点につきましては、私も私も痛感いたしておるわけでございますが、これを全般的に掘り上げるということも、やれはできないことではございませんが、莫大の費用がかかりますし、また掘つてきたのでは、またもとのもくみになりますおそれもあるということでございますので、それらの点を総合勘案いたしまして、山を治め、河川に土砂がたまらないように処置する、同時に原因がはつきりいたしました後におきましては原因者において処置していただくというのが私どもの考えでございます。撤去にかかわるやうな措置をいたしたいということも、極力早く結論を出したいというふうに努力しておる次第でございます。

○薩摩委員 私は、関連質問といたしまして、この天龍川のことについて根本問題をお尋ねしたいのですが、それは、実は昨年の五月二十三日に、私が建設委員長をしておりますときに、同僚の二階堂君、前田君、三鍋君、小川君、瀬戸山君と一緒に、正式にこの水域を視察に参りまして、七月九日に委員会として報告をいたしたわけでございます。それで、今までのこの問題についていろいろ御質問があったと思ひますが、私、中座いたしておりました、二重になるかもしれませんが、河川を監督しておる直接の責任者として、ましての河川局長に、根本問題をお尋ねいたしたいのです。

実は、この天龍流域の問題は毎年々々こういう問題が起きますので、私たちが視察いたしました結果、応急対策と恒久対策と二つに分けて、建設当局に対して、天龍川上流の直轄改修工事について御注意を喚起しておいたのですが、どうかこれから、そちらにも書類があると思ひますから、七、八項目に分れておりますので、この問題について責任のある、はつきりした答弁を速記録に残しておいていただいで、今後こういう問題が起きましたときにはそれを基礎にして、種々建設委員会としては研究いたしたい、こう思つておるのであります。

その調査、視察いたしました結果のわれわれが考えました応急対策は、一つは川路、龍江地区の流心の処置であり、これに対して当局はどういうふうになるか。第二番目は、川路、龍江地区の耕地の床上げであります。第三番目は、喬木地区の排水路の問題、これを応急対策としてやってもいいというところを強く要望したわけでございます。

それから恒久対策といたしましては、一天龍川直轄改修工事の促進でございます。どの程度まで工事が進んでおるか、また今後どれだけやらなければならぬか、それに対する予算の措置がどういふふうになっておるかというところをお尋ねしたい。それから、さきも同僚中島委員との間に種々質疑応答があったのですが、ダム構造

の改善、あるいはこれを取つてしまへ  
という意見もあるかもしれせんし、私  
たちは専門ではありませんでしたけれ  
ども、種々疑念を持ったというよう  
なところもあるのではないかと。第三番  
目は、天龍峡の岩を少しくぶちこわし  
て、流域を変えなければならぬよう  
な点があるのではないかと、こゝろい  
な点を見たのであります。第四番  
目は、天龍峡のはけ口の流路整理、い  
ゆる流れる道を少しく整正しなければ  
ならぬということ。第五番目は、上流  
地域の土砂打止、天龍流域の土砂を取  
るといふことも、取つても、また水  
が出るように埋まつてしまふのです  
し、何しろ大きな川であり、毎年々々  
水の出るころですが、あゝいゝ大  
な川の、橋と土砂とがすでにくつつか  
んばかりになつてゐるところで、す  
から、これをどういふふうによつてい  
つて、流域の農村の方々の被害を少く  
するかといふようなことについても、建  
設当局としては相当深く研究し、調査  
し、考へておられることだらうと思  
ふのです。

最後にゲート操作の改善ですが、私  
たち視察してありますときには、水  
の出るときにはゲートをぶちこわし  
てしまつて、砂を全部下の方へ流して  
もらいたいというふうな農民の方の非  
常な御意見もあつたのですが、ただいま  
申しました応急対策と恒久対策につ  
きまして、監督官庁である建設当局が、  
電燈会社であるとか、あるいは流域の  
人がどうであるとかいふことよりは、  
河川行政上の立場から、これに對する  
確固たる方針ができておられますかど

ですか。それを河川局長にお尋ねいた  
したいと思ひます。

○山本(三)政府委員 ただいま藤原先  
生からお話がありました委員会の報告  
のうちの、対策関係の処置の問題で  
ございます。

第一番目の応急対策でございます  
が、そのうちの一番目の川路、龍江地  
区の流心の処置といふことでございま  
すが、これは川路、龍江地区が低水路  
が非常に広いため土砂堆積が非常に  
ふえるだらう、あるいは狭くした方が  
流心も非常に整正されるだらうとい  
う御趣旨のものでございまして、これ  
は三十二年度から工事に着手いたしま  
して、三十三年度もこの施設は予算を増  
強いたしましてやりたいといふふう  
に考へております。

第二番目の川路、龍江地区の耕地床  
上げの問題でございまして、これは県  
の方で案を立てられまして、それを地  
元の川路、龍江の両村にお示しいた  
しまして、どうしようかといふことを御  
相談されたといふ段階でございませ  
んが、どのくらいの高さに上げたい  
かといふ点に對しまして、まだ御相談  
がまとまつていないといふような状  
況でございまして、具体的な案は県  
から立てまして、地元と御相談中とい  
ふことでございまして。

三番目の喬木地区の排水の問題につ  
いても、県で具体的な案を作られま  
して、地元と御相談中といふふう  
に聞いております。

次に恒久対策の問題でござい  
ます。天龍川直轄改修工事の促進の  
問題でございまして、御承知の通り  
全般的に改修いたしますには、非  
常に大きな金がかかるわけでは  
ございまして、全部の改

修を完成いたしますには、直轄事業  
だけでも三十五億くらいはかかる  
といふ見当になつておりますけれども、  
要するに先ほどからお話のございました  
被害の多い、特に堆砂による被害の  
多い地区に重点を置いて施策すること  
によりまして、三十三年度におきま  
して、昨年度に比べて少い予算の中  
からも増額をいたしまして処置したい  
といふふうに考へております。

次は第二番目のダム構造の改善の  
問題でございまして、これは三番目、  
四番目と相関連いたしました。天龍川  
の岩盤割れ、あるいは天龍峡のはけ  
口の流路の整正といふような問題は、  
いゆる恒久対策の基本となる問題で  
ございまして、建設省といたしまして  
も、関係の各機関と連絡をいたしま  
して、いろいろと具体案も作りま  
して、こゝろやつたらどういふふう  
な効果になるだらう、あるいは経費  
がどのくらいかかるだらうといふ  
ことも、あわせて目下検討中では  
ございまして。

五番目の上流地域の土砂打止の問題  
でございまして、これにつきましては  
先ほど御説明申し上げましたよう  
に、川床の上つて参ります点につ  
きましては、砂防をどうしても促進  
しなければいかぬといふことでござ  
いまして、昨年の水害のあとにおき  
まして、阿智川流域等におきまして  
は、ひどい土砂の流出がございました  
ので、昨年度予算金から支出をいた  
しまして、緊急砂防工事も着手いた  
しまして、また本年度も引き続き緊  
急砂防のあとと始末、それから従  
来の直轄工事の砂防も、さらに  
継続してやりたいといふふう  
に考へております。

第六番目のゲート操作の改善につ  
きましては、先ほど県の副知事さん  
から御説明がございましたように、  
すでに一年前から実施いたしまして、  
相当の効果を上げております。

それからこのほかにダムの問題が  
ございまして、三條川に美和ダム  
といふものを構築中でござい  
ましたが、これは県としては恒久  
対策を先ほど申し上げたのであり  
ますが、その一環として取り上  
げてあるものであります。ま  
た小沢川につきましても、先  
ほど御質問もございましてお答え  
もいたしました。三條川に美和  
ダムといふものを構築中でござ  
いまして、三條川に美和ダム  
といふものを構築中でございま  
すが、技術的にどういふふう  
にやつたのがよろしいのか、  
地力を減退させるよりは、むしろ  
増進するやうな方法はないか  
といふやうなことで、いろいろ  
技術的に検討いたしておるの  
であります。技術者の間にも  
いろいろ議論がありまして、  
まだ決定的にはなつており  
ません。

それからもう一つは、こゝろい  
つた仕事をする場合に、会社  
の方からも相当の負担をして  
いただくかなければならぬ  
といふやうな問題も残つて  
おります。こゝろいつたこと  
もございまして、技術的な  
面、あるいは費用負担の面  
で具体的な促進は進めたい  
といふやうな方向で進み  
たいと思ひます。しかしそ  
ういふことを私先ほど申し  
上げたわけでありませ  
ん。

それから恒久対策の二番目の川路、  
龍江地区の耕地床上げの問題と、  
それから喬木地区の排水路の問題と、  
目下県の方で具体案を作つて  
地元と交渉中といふことで  
ございまして、中島委員  
との間に先ほど質疑応答の  
あつたこともありますが、  
これにつきましても、副知  
事さんの方から、具体案が  
もうできておるのかおら  
ないのか、あるいは

はできた具体案の交渉がどの程度に進  
んでおるかといふことを、簡単に  
しめさせていただきますから、一つ  
知らしていただくと思ひます。

○西澤参考人 お答えいたします。耕  
地の問題、排水路の問題がどの程度に  
進捗しておるかといふ問題であり  
ますが、これは県としては恒久対策を  
先ほど申し上げたのでありますが、そ  
の一環として取り上げてあるもので  
あります。実はあそこは先ほどい  
ろいろお話をいたしましたように、  
日本三大菜園の一つと数えられる  
桑園地帯であります。技術的に  
どういふふうな方法によりは、  
むしろ増進するやうな方法はない  
かといふやうなことで、いろいろ  
技術的に検討いたしておるの  
であります。技術者の間にも  
いろいろ議論がありまして、  
まだ決定的にはなつており  
ません。

それからもう一つは、こゝろい  
つた仕事をする場合に、会社  
の方からも相当の負担をして  
いただくかなければならぬ  
といふやうな問題も残つて  
おります。こゝろいつたこと  
もございまして、技術的な  
面、あるいは費用負担の面  
で具体的な促進は進めたい  
といふやうな方向で進み  
たいと思ひます。しかしそ  
ういふことを私先ほど申し  
上げたわけでありませ  
ん。

○川俣委員 関連して。今藤原委員の  
質問に對する河川局長の答弁につ  
いてお尋ねしたいと思ひます。この上  
流に砂防工事、土砂打止堰堤を作  
るといふことであります。私は当然  
この必要があつたと思ひます。た  
だこの負担の問題は、国民の税金  
による負担でよろしいのか、ある  
いはそれによつて恩恵を受

ける下流の、特に農業に用いておられる電力会社等にこの負担をかけるべきか、十分研究する必要があると思ふのであります。いろいろな上流地帯に水を保護するための経費というものが当然国土保全の上から必要であると同時に、下流の利用者に便宜をはかる措置でありますから、この水というものは相当金のかかった水だという観念を植え付ける必要があると思ふのであります。水であるからただというような観念ではなしに、当然砂防工事等については負担の義務を負わせるという考え方が、河川行政の上に出てこなければならぬと思ふのですが、この点河川局長はいかようにお考えになっておられますか、お尋ねいたします。

○山本(三)政府委員 これは一般の公共事業にも該当する問題でございます。一般の受益であるならば、特別に負担をかけるのはおかしいと思ふますが、その受益が顕著なる場合につきましては、砂防法におきましても「不均一ノ賦課ヲナスコトヲ得」という規定がございますので、それによりましてかけなければならぬというふうに考えております。

○川俣委員 河川局長及び建設省は、安易に国費を使われる。当然、これは外国の例もあります通り、水というものはただだという観念を放棄せなければならぬと思ふ。やはり相当な経費をかけ、相当な国民の負担によってこれらのものが擁護されて下流に來ている。これを利用するのでありますから、水はただだという観念ではなしに、当然受け持つべき負担は負担するという経理内容で発電をいたすということにしなければならぬと思ふのです。そういう

点について認識を高揚させることにして十分措置を講じておられぬのじゃないかと思ふ。今の問題じゃございませぬけれども、十分一つ御検討願いたいと思ふ。この点についても一度……。

○山本(三)政府委員 この問題につきましては、全般的に、利益があるから必ずとっているというわけには參つておられないのでございまして、これは今後研究いたしまして、実情に沿うようにいたさなければならぬと思ふ。また、発電等の場合におきましては、上流にダムを作りまして下流の発電所が利益を受けるという場合には、下流増という観点から、負担金をとるようには、最近になりましてしてしております。そういうふうな趣旨に應じて、顕著なものにつきましては、公平の原則から言ひましても、負担金をとるようには持つていかなければならぬというふうに考えておりますので、今後研究はいたしたいと思ふ。

○中島(憲)委員 先ほどの続きですが、河川局長にお尋ねしますが、こういふような被害の顕著な、はっきりわかつておるにもかかわらず、あなたは公益上のためとかいうようなことを言つておるのです。これは河川法二十条におきまして、これは河川法二十条を出さなければならぬあなたは立場にあると思ふ。公益上の判断によつて、この河川法二十条の法的根拠に立つておる河川局長が、怠慢にこれを引き延ばして行くという、そういう法的根拠は何でもって言われておるのか、それを明らかにしていただきたい。

○山本(三)政府委員 河川法二十条の問題でございますが、これは「左ノ場

合ニ於テ地方行政庁ノ許可ヲ取消シ若ハ其ノ効力ヲ停止シ若ハ其ノ条件ヲ變更シ」云々と書いてあります。一から六まで書いてありますが、これらの条件に當るときには以上の措置をしなければならぬということでありまして、一から六までの条件に基いて判断をいたしまして、特にこの場合等におきましては、公益の判断をいたしまして、河川管理者である知事が期限の伸長をいたしているわけでございます。そして、そういう建前からいまして、今直ちに取消すとかというふうな方法に、公益で、右すべきか左すべきかという点を判断いたしまして、そういう措置をいたしたわけでございます。

○中島(憲)委員 今河川局長は、あなたも一切を知事の責任においてやらせるようなことを言つておられる。それから昨年の五月七日の会議録を見ても、そういう答弁をたびたびやつておるのです。「そういう立場に立ちまして河川管理者は処理していくものと私は考えております。」こういふふうな答弁ばかりされておるのですが、これは河川行政監督令の第二条の二項だと思ひましたけれども、ここにあなたの方の許可を得なければならぬことをここに書いてある。そして理論馬力百馬力以上はまたあなたの方の許可を得なければならぬことを書いてある。これはわかるでしよう。従ひましてこれは知事の責任だけでやるものではな

い。第一次が知事であり、第二次が建設大臣である。従つてあなたの方がむしろ責任者だ。それがそういうふうにとだましのような逃げ言葉ばかり使つ

ているということは、はなはだ心外にたえない。そこで先ほどお尋ねしたことは、この河川法二十条ではつきりとこううたつてある以上は、法的根拠に立つ河川局長はなぜこれらのダムの撤去を命じないか、こういう質問なんです。あなたは、公益上の判断による、こう言われるのであります。河川法の二十条に一分より六号までありますけれども、この中に三号は適用せられなくても、この中に三号は適用せられなくても、公益上の判断によれば、こう言っているあなたの方が、自由裁量処分でもってダムの撤去をせずにいけるという法的根拠は、いかなる法律によつてあなた達は主張されているか、それをお聞かせください。

○山本(三)政府委員 河川行政監督令によりまして、発電の水利使用につきましては、最初に許可する場合におきましては、建設大臣の認可を受けて知事が許可を出すことにいたしてありますが、期限伸長の問題につきましては建設大臣の認可を要しないということに相なつております。それから、お前は知事だけにやらせるようなことを言うというお話でございますが、期限伸長の問題につきましては、これは今お話し申し上げましたように、建設大臣の認可を経ずしてやれることになつておりますので、知事が判断をいたしまして期限伸長をいたしたというところでございまして。

それから第二十条の問題でございますが、公益判断というものを申し上げましたが、その他の一、二、三、四、五というふうな条項がありますけれども、これらには該当しないというふうに解釈いたしておる次第でございます。

○中島(憲)委員 それではさらにこまかく具体的にお尋ねいたしますが、この二十条の一項に「工事施行ノ方法若ハ施行後ニ於ケル管理ノ方法公安ヲ害スルノ虞アルトキ」こうあるのです。が、四回も災害救助法を發動しておつてもあなたは公安を害さない、こういう御判断ですか。

○山本(三)政府委員 これらの問題につきましては、先ほどもちよつと御説明申し上げましたが、いずれもそれ相応の処置はして参つたというふうに考へておる次第でございます。

○西村委員 それでは暫時休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後六時八分開議  
○西村委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。中島(憲)委員。それでは先ほどに続きまして河川局長にお尋ねいたします。先ほどの河川局長の答弁は、二十条にただいま議題となつております門島ダムの関係は適用しない、こういう御意見でありました。そこで私は具体的に御質問いたしますけれども、第一項の「工事施行ノ方法若ハ施行後ニ於ケル管理ノ方法公安ヲ害スルノ虞アルトキ」、さらに六の「公益ノ為必要アルトキ」、それからさらに二の「河川ノ状況ノ變更其ノ他許可ノ後ニ起リタル事実ニ因リ必要ヲ生スルトキ」、これらの項目に照らしまして果がすでに災害救助法を四たびも發動しておるのである。にもかかわらずこれらの条項に適用しないと河川局長は



対して裁決をせよにいたすというようなことで、その間において行政訴訟の期限が過ぎたために失効した、こういうようなところもあるわけなんです。訴願と行政訴訟とをどういうようにお取扱いになっているか、この点をお伺いしたい。

○山本(三)政府委員 大へん法律の専門的なことになりますので、水政課長から答弁させていただきます。

○國宗説明員 お尋ねの訴願に関する事項は、御指摘のように河川管理者である地方行政庁の処分に対して不服である者は訴願をすることができ、このことになっているわけであり、本件につきましても、当該期限延長の処分が河川法上の処分でございます。それが不当な処分であるという理由を以て訴願をいたしました。訴願しておられますので、さきの局長の答弁のように、われわれといたしましては形式上、不当を理由にいたし期限延長の取り消しを求めておられますがゆえに正当に受理いたしまして、ただいまそれを審理中でございます。ところがこの事件につきましてはやはり期限延長の取り消しの違法を理由にいたしまして行政訴訟が提起されておるわけでございます。この事件は訴願前置ということにはなっておりませんが、訴願提起後三ヶ月を経過いたしておりますので、これまた裁判所は正当に受理いたし、今審理中であるわけでございます。

○中島(慶)委員 わかつてお尋ねいたしますが、行政訴訟の提起を許したものは訴願することのできない、こういうふうに法上なっております。そこであなたの方の取扱いには訴願と行政訴訟とをどういうようにに區別して取り扱っておるか、この点をお伺いしたい。

○國宗説明員 訴願と申しますのは、われわれの方で扱っておりますのは、不当を理由にいたしまして当該処分を取り消しもしくは変更を求めらるる願意であります。訴願に適用する事項でありますからこれを受け付けるわけでございますが、河川法第三項の趣旨につきましては、前回の委員会におきまして河川局長からも答弁申し上げました通り、違法を理由にいたしまして当該処分を取消を求めらるるならば、これは行政訴訟を許すという建前を河川法もっておりますし、一般法規から申しましてもこれは当然のこととでございます。そのように最も有効適切な裁判措置において救済方法を認める以上は河川法によつて訴願する必要があるがゆえに訴願することをお許す、このように書いておるわけでございます。

おればあらゆる場合に訴願に適用するものではございませんで、やはり一見しまして不当を主張しております、だれが見ても明らかに不当を主張している場合と認めたい内容を主張している場合にはこれまたいわゆる不当を内容にしているとは言い得ないという極端な場合を除きまして、形式的に不当らしい格好、そうして一見不当の実質を備えておりますれば、これは訴願に適用する事項として国民の権利救済に関する行政処分でございますから、広く適用として受理いたすわけでございます。訴訟につきましては、これは裁判所の判定いたすところでございますが、おおむね問題でないかと考えるわけでございます。

○中島(慶)委員 これ以上追及してもしょうがないのですが、ほかのありまされども、泰阜発電所の一つの例を申し上げれば、すなわち河川管理者たる県知事は、泰阜を河川法第二十条第一項に該当するものとして同条により水利使用の許可を取り消した。これは法律にはっきり明記してあるのです。これをあなたの方では不当なる処分であるというところでお取り上げになつておるというわけなんです。そこで現在審理中だということお話であります。これを提出してすでに一年数ヶ月になつておるわけであり、そしてただいま申し上げましたように幾つかの顕著な、だれが何と言つても弁解の余地のない実例が幾つか累積してしまつておるわけであり、すでに本年も四月に入り、降雨期に差し加つておる。場合によっては相当大きな、人命にも差しつかえるというようなことが予想できるのです。従つて早急に根本

対策を講立して、地元の方の了解を得、そしてこの訴願を採択する、こういうふうな岐路に立つておると思ふのであります。大體建設省としましてこれらの根本対策はいつまでに樹立できるというお考えか、毎年同じ参考人をお呼びして同じことを繰り返しておつてはどうかと思ふのです。この辺、局長の大体のお考えをお伺いしたいと思います。

○國宗説明員 まず訴願の採決につきましても、先ほど申しましたように、不当を理由とする適法なる訴願として受理いたしておりますので、その主張する実質の内容はいわゆる不当であるかどうかというところの審査を今いたしておるわけでございます。この審査につきましても、さういふ被害を生じたという主張に対する確認並びにその対策についての問題がまず第一でございます。その問題についての検討を今各方面でいたしておりますので、その結論を待つて処分はなさるべきものだと思つておるわけでございます。そしてその対策がいつなされるかにつきましても、これは今までの答弁でありましたように、最もすみやかに関係当事者が誠意をもつていたしておるところでございます。なおその処分につきましても、すでに許可命令書中に、本事業のため直接影響を受け損害をこうむる者があるときは許可を受けずべし、という規定がございまして、これに基く措置をただいま原則に進めておるところでございますので、それらの解決の方をまず先に行ななければならぬ、そのように考へておる次第であります。

○中島(慶)委員 かなり時間が長く

なつても御迷惑かと思ひますので、この辺で打ち切りたいと思ひます。そこで中部電力にお尋ねいたしますけれども、加藤常務は先ほどのいろいろの質疑応答から見ても、現地をごらんになったことがないと思ふのですが、現地をごらんになったことがあるでしょうか、どうでしょうか。

○加藤参考人 確かな月日は忘れませんが、私二度ほど現地は歩きました。

○中島(慶)委員 そこで私聞き違ひかもしれませんが、先ほどの泰阜発電所の関係につきましても、ほとんど一ぱい土がたまつてしまつておる。そして計画個所の、これ以上たまっておる。それから上流二十七キロまでたまっておる。それをあなたは先ほどはえらい少く、つまり貯水量に比べておる。それから先ほど私が例の南向発電所の吉瀬ダムの関係についてお尋ねしたわけですが、農地改良事業などを地元でやられる場合において、地元から懇請があつたら協力するお考えはありますかという質問に對しまして、あなたは県の方からの損失補償のことについては御相談に應じるけれども、それまで相談に應ずる意思はない、こういうようなことを言われたのです。ところが今の南向発電所の計画個所というものは、千三百二十メートルの小鍛冶上流なのです。ところがその上流の四千五百メートルか五千メートル近所の天龍大橋があつて、いろいろな状態になつておる。現在天龍大橋は、先ほど申しましたように四メートルも五メートルも土砂が堆積している。現在農地改良事業をやるのはこの

天龍大橋よりは下流の方なのです。かつての堤防の頭は現在の水面より下になっておる。幾度かのかさ上げ工事をやっておる。従つてあなたのおっしゃる通りに、上流の土砂の流入とかあるいはそういうこともあったかもしれない。けれども、とにかくあのダムのために湿地帯になったということはだれが見ても明らかなのです。そこで地元が農地改良事業に国の補助を受けるのは、国の会計法からいって正当であるかどうか知らぬが、地元負担に對してあなたの方に御相談するというのを相談する意思がない、こういう御答弁であつたわけでありまして、あくまでそういうお考えか、それとも現地をごらんになってお考え直しする御気分があるかどうか、この点御意見を承りたいと思ひます。

○加藤参考人 南向ダムの上流の河床上昇が問題になるかと思ひますが、この点は御承知の通り固定堰が河床土わずか三・五メートル程度の低いものでございまして、非常に上流まで影響を与えてゐることは考へておりません。問題になつております小鍛冶付近より上流の河床上昇は、前も申し上げたかと存じますけれども、兩岸より入ります新宮川とか、あるいは大田切川等の状況を見まして、これらが主たる原因をなしているかと存じます。この観点から先ほどの考へを申し上げたわけでございますが、ただいまもお話がございますように、なお調査せよ、こういうことでございまして、なお会社としても調査する意思は持つております。

○中島(慶)委員 そこで実は先ほど私最初長野県の河床上昇の調査を、この前林知事が言つたことを再確認しま

したり、それから中島武中部地建の局長に言つたことを再確認をしてもらつたわけなのです。そうすると、相当上流まで土砂の堆積してゐることはつきりしてゐる。ところがこの土砂の堆積はしてゐるけれども、門島ダムのためではないというふうな審議会の方で委員の説もあるというのを聞いておるのです。そこで河川局へお尋ねいたしますが、問題はつまり水の流れの早さと、そして砂の沈着量との流差、つまり流れの速度と砂が沈着することとに非常に關係があると思ひます。そこでこういう基本的資料というものは、土木研究所が何かないものですか、これをちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○山本(三)政府委員 研究所と申しますか、大體理論的に申し上げますと、川床の土砂の走流力は、水深と勾配の相乗積に比例するといふことに相なつております。水深でありますから、深さが深くなれば大きな土砂まで流れる。それから勾配が強くなれば大きな土砂まで流れるといふことになつております。

○中島(慶)委員 そこでわれわれしろうとから見ると、たとへばこれは門島であらうと南向であらうと大久保であらうと同じだと思ひますが、あの天龍はもう川底がほとんど下つてしまつて根柢をしなければいけません。川底が掘れてしまふ。堤防の根柢をしなければならぬ。それから二十七キロから上になりますと、やはり川底が掘れて沈下してしまつて、そして龍東一貫水路の取り入れ口は三年目か四

年目かには一町くらい上に持つていかなければ水の取り入れができぬ、こういうことになつてくる。これだから地元の者は、門島ダムのために川底が上つたと、みんなさう思つてゐる。また事実さうだと思ひます。ところが現在の調査の段階におきまして、中部電力の人の主張は、どこまでは上つてゐるけれども、どこまでは門島ダムのためじゃないといふ主張をされてゐるわけなのです。従つて技術的に、これらをはつきりしていただく必要があるのじゃないかと思ひます。そこで一つ長野県知事にお話と申しますか、要請をしておくことは、ただいま申し上げましたように、中部電力との質疑応答の中におきまして、泰阜発電所の貯水池は、何ら建設當時と貯水量において変化のないようなことをいわれてゐた。ところが事實は全部土砂で埋まつてゐる。さらに、その上流の南向発電所のダムに對する農地改良事業の一部負担金につきましたは、その意思はないといふことを、最初は表明されたわけでありまして、従ひまして、河川管理者であるところの知事は、相當の決意をもつて県民のためにやつていただかなければ困ると思ひます。当委員会が参考人を招いてお尋ねするなんといふことは一年に一回か二回しかないが、すでに二回もやつた。また建設委員の一行が現地調査を頼まれてもなかなかできぬが、それをこれはすでに昭和二十六、七

年ごろと昨年と二回やつてゐる。これだけ国会が力を入れておつてなおかつこの問題が解決せぬといふのはどこにその原因があるか、これは非常な問題だと思ひます。それでわれわれも本日皆さんに來ていただいたり、また河川局長、

知事も非常にこれに努力するといふお話ですから、もう一応待つてみねばなりませんけれども、非常な重大決意をせねばならぬ段階に立ち至つてゐると思ひます。どうか、お歸りになりまして知事とよくお話し願つて、そしてなれ合い話でなく、重大なる決意をしていただきたいといふことを特にお願ひしておきます。

私のために長時間を要したことを大へん恐縮に存じ、お礼を申し上げます。以上で終ります。

○西村委員長 他に御質問はございませんか。

〔なしと稱ふ者あり〕

○西村委員長 御質問ないよりでございます。それでは本件に關する調査は本日はこれで終ることいたします。参考人各位におかれましては御遠路を早朝から長時間にわたつて、お忙しうしてまことにありがとうございます。

明日は午前十時より都内高速自動車道路整備計画について會議を開きます。

本日はこれにて散會いたします。

午後六時四十分散會

〔參照〕  
下水道法案(内閣提出第一四六号)に關する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

第十七号中正誤

ページ 行 誤 正  
二二 二下水道 下水

昭和三十三年四月十七日印刷

昭和三十三年四月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局